



甲佐町水防計画書

甲佐町水防協議会
(令和6年5月策定)

甲佐町水防計画書 目次

第1章 総則	1
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	4
1.4 水防計画の作成及び変更	6
1.5 安全配慮	6
第2章 水防組織	7
2.1 町の水防組織	7
2.1.1 甲佐町水防本部	7
2.1.2 職員配置表	8
第3章 重要水防箇所	8
第4章 予報及び警報	9
4.1 気象庁が行う予報及び警報	9
4.2 洪水予報河川における洪水予報	12
4.3 水防警報	14
4.3.1 安全確保の原則	14
4.3.2 洪水時の河川に関する水防警報	14
第5章 雨量・水位等の観測及び公表	15
第6章 気象予報等の情報収集	16
第7章 水門等の操作	17
7.1 水門等	17
7.2 連絡系統	17
第8章 通信連絡	18
8.1 通信連絡系統	18
8.2 災害時優先通信の取扱い	18
8.3 その他の通信施設の種類及び設置場所	19
第9章 水防施設及び輸送	19
9.1 水防倉庫及び水防資器材	19
9.2 輸送の確保	19

第 10 章 水防活動	20
10.1 水防配備	20
10.2 巡視及び警戒	21
10.3 水防作業	22
10.4 緊急通行	22
10.5 警戒区域の指定	22
10.6 避難のための立退き	22
10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	22
10.8 水防配備の解除	23
第 11 章 水防信号、水防標識等	25
11.1 水防信号	25
11.2 水防標識	25
第 12 章 協力及び応援	27
12.1 河川管理者の協力及び援助（国土交通省・熊本県）	27
12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定	27
12.3 警察官の援助要求	28
12.4 自衛隊の派遣要請	28
12.5 国（熊本河川国道事務所、熊本地方気象台等）との連携	29
12.6 企業（地元建設業等）との連携	29
12.7 住民、自主防災組織等との連携	29
第 13 章 費用負担と公用負担	29
13.1 費用負担	29
13.2 公用負担	29
第 14 章 水防報告等	31
14.1 水防記録	31
14.2 水防報告	31
第 15 章 水防訓練	31
第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	32
16.1 洪水対応	32
16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況	32
16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	32

16.1.3 洪水ハザードマップ	32
16.1.4 予想される水災の危険の周知等	33
16.1.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	33

第17章 水防協力団体 34

17.1 水防協力団体の指定	34
17.2 水防協力団体の業務	34
17.3 水防協力団体と水防団の連携	34
17.4 水防協力団体と水防団の連携	34

資料編 35

資料1 重要水防箇所 危険度評定基準（国土交通省管理）	36
資料1-1 重要水防箇所 一覧表（堤防）危険度 A.....	37
資料1-2 重要水防箇所 一覧表（堤防）危険度 B.....	38
資料1-3 重要水防箇所 一覧表（工作物）危険度 B.....	40
資料1-4 緑川重要水防箇所 位置図（その4）	41
資料1-5 緑川重要水防箇所 位置図（その5）	42
資料2 洪水予報の発表形式	43
資料3 水防法に基づく洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表）	47
資料4 水防警報の発表形式	48
資料5 水防警報（国土交通省発表）の伝達経路.....	49
資料6-1 緑川洪水時樋門管理体制一覧.....	50
資料6-2 水門管理者一覧表（土地改良区関係）	51
資料7 水防倉庫及び備蓄資器材一覧.....	52
資料8 水防団及び消防団の管轄地域等	53
資料9 水防工法一覧表.....	54
資料10 水防活動実施報告書様式（例）	57
資料11 水防実施状況報告書様式	58
資料12 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設	59
資料13-1 緑川水防資材備蓄箇所.....	60
資料13-2 町内水防倉庫及び備蓄資材設置個所位置図	61
資料14-1 緑川水系緑川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	62
資料14-2 緑川水系錦郷川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	63
資料14-3 緑川水系谷郷川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	64
資料14-4 緑川水系津留川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	65
資料14-5 緑川水系龍野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	66
資料14-6 緑川水系坂谷川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	67
資料15-1 重要水防区域一覧 水害危険区域（緑川以外）	68

資料 1 5－2 町河川重要水防箇所位置図.....	69
資料 1 6 土石流危険溪流一覧表	70
資料 1 7 砂防指定河川一覧	71
資料 1 8 甲佐町水防協議会構成団体.....	72
資料 1 9 甲佐町緑川占用物件一覧	73
資料 2 0 水防法及び災害対策基本法（抜粋）	74

第 1 章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる甲佐町が、同法第 33 条第1項の規定に基づき、甲佐町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、甲佐町の地域にかかる河川、湖沼の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。

(4) 消防機関

消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう(法第2条第5項)。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第 10 条第3項)。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第 12 条)。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第 36 条第1項)。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第 10 条第2項、法第 11 条第1項、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 14 条の2第2項及び第3項)。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の2)。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の3)。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 高潮氾濫危険水位

法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

(21) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(25) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第 14 条)。

(26) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう(法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域)。

(27) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう(第 14 条の 3)。

(28) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう(第 15 条の6)。

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 町(水防管理団体)の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する(法第3条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置(法第5条)
- ②水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ③平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ④水位の通報(法第 12 条第1項)
- ⑤内水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第 14 条の 2)
- ⑥浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第 15 条)
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第 15 条の3)
- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第 15 条の6、法第 15 条の7、法第 15 条の8)
- ⑨予想される水災の危険の周知(法第 15 条の 11)
- ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第 17 条)
- ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第 19 条第2項)
- ⑫警戒区域の設定(法第 21 条)
- ⑬警察官の援助の要求(法第 22 条)
- ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第 23 条)
- ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第 25 条、法第 26 条)
- ⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第 28 条)
- ⑰避難のための立退きの指示(法第 29 条)
- ⑱水防訓練の実施(法第 32 条の2)
- ⑲(指定水防管理団体)水防計画の策定及び要旨の公表(法第 33 条第1項及び第3項)
- ⑳(指定水防管理団体)水防協議会の設置(法第 34 条)
- ㉑水防協力団体の指定・公示(法第 36 条)
- ㉒水防協力団体に対する監督等(法第 39 条)
- ㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第 40 条)
- ㉔水防従事者に対する災害補償(法第 45 条)
- ㉕消防事務との調整(法第 50 条)

(2) 県の責任

県内における水防管理団体の行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する(法第3条の6)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定(法第4条)
- ②水防計画の策定及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- ③水防管理団体の行う水防への協力(河川法第22条の2)
- ④気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第10条第3項)
- ⑤水位情報の通知及び周知(法第13条)
- ⑥水位情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- ⑦洪水浸水想定区域、公表及び通知(法第14条)
- ⑧水防警報の発表及び通知(法第16条第1項、第2項及び第3項)
- ⑨水防信号の指定(法第20条)
- ⑩避難のための立退きの指示(法第29条)
- ⑪緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)
- ⑫水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ⑬水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言(法第48条)
- ⑭都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- ⑮水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)

(3) 国土交通省の責任

- ①水防管理団体の行う水防への協力(河川法第22条の2)
- ②洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)
- ③洪水予報又は水位到達情報の通知の関係町長への通知(法第13条の4)
- ④水位情報の通知及び周知(法第13条第1項)
- ⑤水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)
- ⑦重要河川における県知事等に対する指示(法第31条)
- ⑧水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ⑨県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)
- ⑩大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)
- ⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(水防法第48条)

(4) 河川管理者の責任

- ①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)

(5) 気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)
- ②洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項)

(6) 居住者等の義務

- ①水防への従事(法第24条)

②水防通信への協力(法第 27 条)

(7) 水防協力団体の義務

①決壊の通報(法第 25 条)

②決壊後の処置(法第 26 条)

③水防訓練の実施(法第 32 条の2)

④業務の実施等(法第 36 条、第 37 条、第 38 条)

1.4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、熊本県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のが不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員に配付し、安全確保・水防活動のための水防演習を実施する。

第2章 水防組織

2.1 町の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、町は役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

2.1.1 甲佐町水防本部

甲佐町水防対策本部長（町長）									
甲佐町水防対策副本部長（副町長 教育長）									
甲佐町水防対策本部事務局 事務局長 事務局次長 事務局員 （くらし安全推進室長）（総務課長）（くらし安全推進係長 総務課行政係長 同課消防主任 同課指定職員）									
災害対策班									
総務 対策班	保健福祉 対策班	衛生 対策班	税務 対策班	土木 対策班	農林 対策班	出納 対策班	文教 対策班	水道 対策班	水防 対策班
災害対策班長									
企画 課長	福祉 課長	環境衛生 課長	税務 課長	建設 課長	農政 課長	会計 管理者	学校教育 課長	水道 係長	水防 団長
災害対策班員									
総務課員 企画課員 地域振興 課員 議会事務局員 町民セン ター員	福祉課員 住民生活 課員 健康推進 課員	環境衛生 係員	税務 課員	建設 課員	農政 課員	会計 課員	学校教育 課員 社会教育 課員	水道 係員	甲佐 水防団

※甲佐町災害対策本部と同様。

2.1.2 職員配置表

体制 課等	配置要員の数	
	注意体制	警戒体制
総務課	1～2	2～6
くらし安全推進室		
企画課	1～2	2～6
地域振興課		
建設課	1～2	2～6
農政課	1～2	2～6
教育委員会	1～2	2～6
税務課		
住民生活課		
健康推進課		
福祉課		
環境衛生課		
会計課		
町民センター		
計	6	12～36

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料1のとおりであり、町内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が町内に到達する設定箇所は、資料1-1～1-5のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

熊本地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

■水防活動用注意報等の種類と対応する一般の利用に適合する注意報等の種類

水防活動の利用に 適合する注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する)

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

■大雨注意報・警報発表基準

発表	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	熊本地方	上益城	甲佐町	15	165
大雨警報	熊本地方	上益城	甲佐町	21	272
【備考】(気象庁ホームページより) ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は町内における基準値の最低値を示している。					

■洪水注意報発表基準

発表	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による発表
洪水注意報	熊本地方	上益城	甲佐町	竜野川流域＝6	緑川流域＝12、30.9 竜野川流域＝7、6	緑川水系 [城南・中甲橋]
洪水警報	熊本地方	上益城	甲佐町	竜野川流域＝7.6	緑川流域＝14、43.4 竜野川流域＝12、6.8	緑川水系 [城南・中甲橋]
【備考】(気象庁ホームページより) ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川[△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。						

■大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分毎に更新）。

■大雨特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

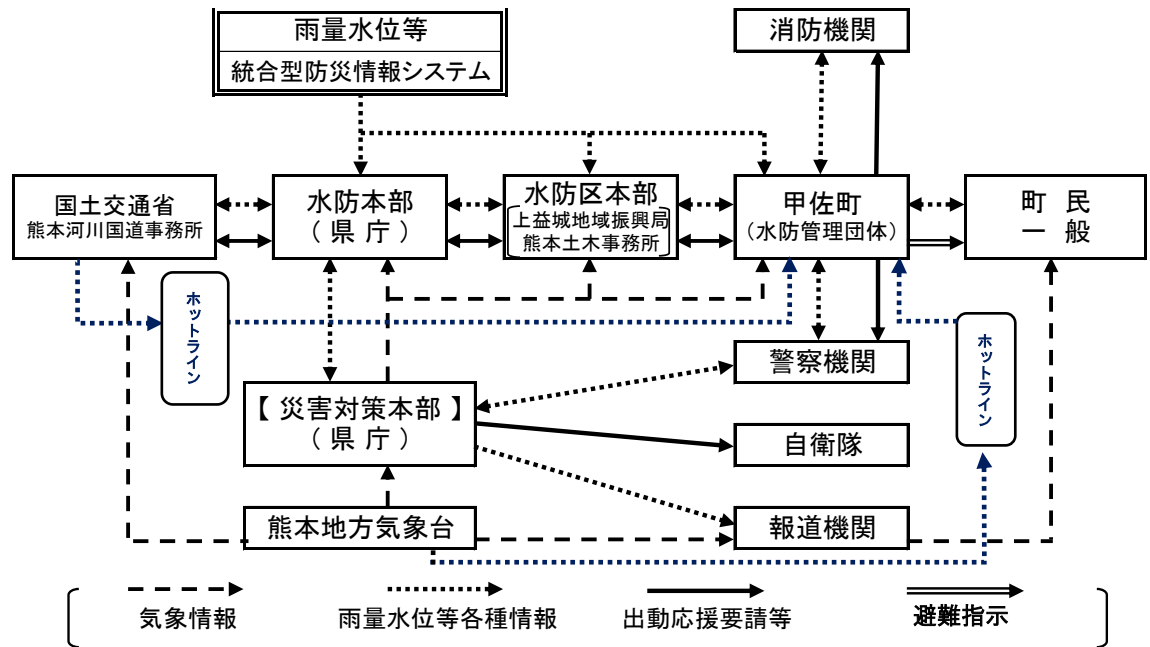
■気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

洪水等の場合



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報(洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報(洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報(洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(レベル4水位)に到達したとき
氾濫発生情報(洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区域	基準点
緑川	左岸 熊本県甲佐町大字上揚字佐戸 1221 番地先から海まで 右岸 熊本県甲佐町大字上揚字宮上 988 番地の 1 地先から海まで	中甲橋 城南

②洪水予報の対象となる基準観測所

予報 区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位
緑川 水系	緑川	中甲橋	熊本県下益城郡 美里町	2.00m	3.00m	4.10m	4.60m

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
緑川水系	熊本河川国道事務所 熊本地方气象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料 2 のとおり。

⑤洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料 3 のとおり。

4.3 水防警報

4.3.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保に配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.3.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)・漏水・法崩(堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域	基準点
緑川	左岸 熊本県甲佐町大字上揚字佐戸 1221 番地先から海まで 右岸 熊本県甲佐町大字上揚字宮上 988 番地の 1 地先から海まで	中甲橋 城南

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	関係水防管理団体
緑川	中甲橋	下益城郡美里町	2.00m	3.00m	4.10m	4.60m	5.913m	甲佐町

③水防警報の担当官署

河川名	担当官署
緑川水系	熊本河川国道事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4 のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 5 のとおり。

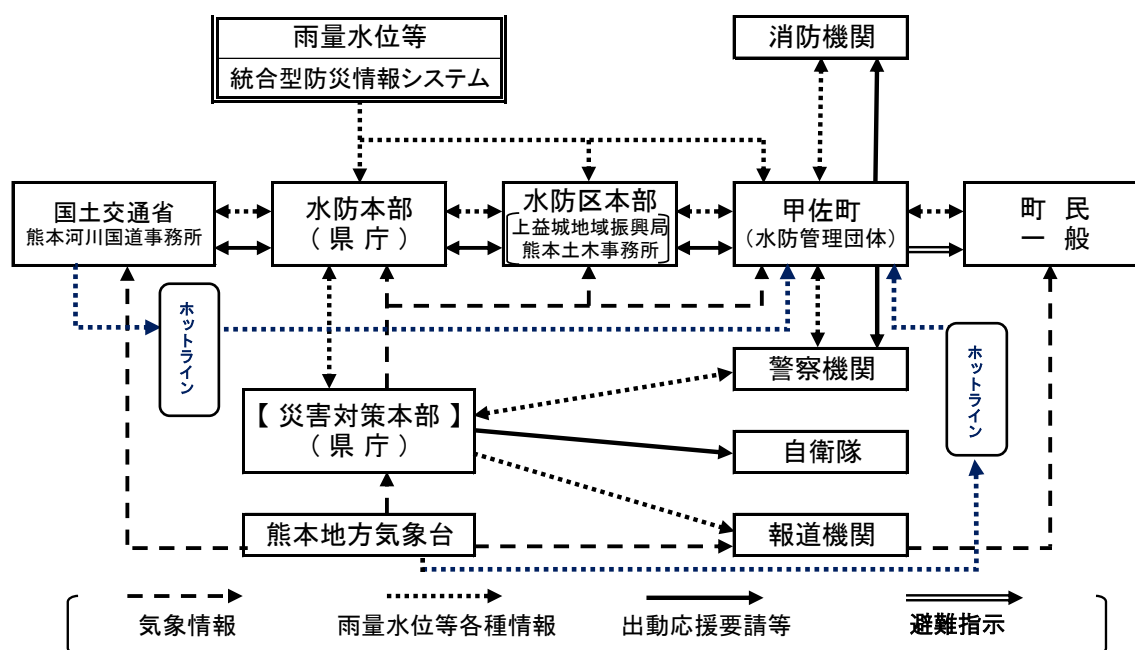
第 5 章 雨量・水位等の観測及び公表

町内及び町が関係する観測所は、下表のとおりであり、観測した雨量・水位等の情報は、県のホームページにより一般に公開している。

「熊本県統合型防災情報システム」(URL) <http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>

種別	管理者		観測局名				
雨量	熊本県	砂防課	清和	下名連石	三ヶ	万坂	県甲佐
	国土交通省	熊本河川国道事務所	稲生野	尾野尻	内大臣	矢部	
水位	国土交通省	熊本河川国道事務所	中甲橋	上揚			
		緑川ダム管理所	津留				

水防における通信連絡は無線・有線通信網により以下に示す基本系統に従って行うものとする。



第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・ あなたの街の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・ 気象警報・注意報 <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・ アメダス <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・ 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・ 川の防災情報
 - 【パソコン版】 <http://www.river.go.jp/> 【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>
 - 【携帯電話版】 <http://i.river.go.jp/>

(3) 熊本県

- ・ 熊本県統合型防災情報システム <http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>

第7章 水門等の操作

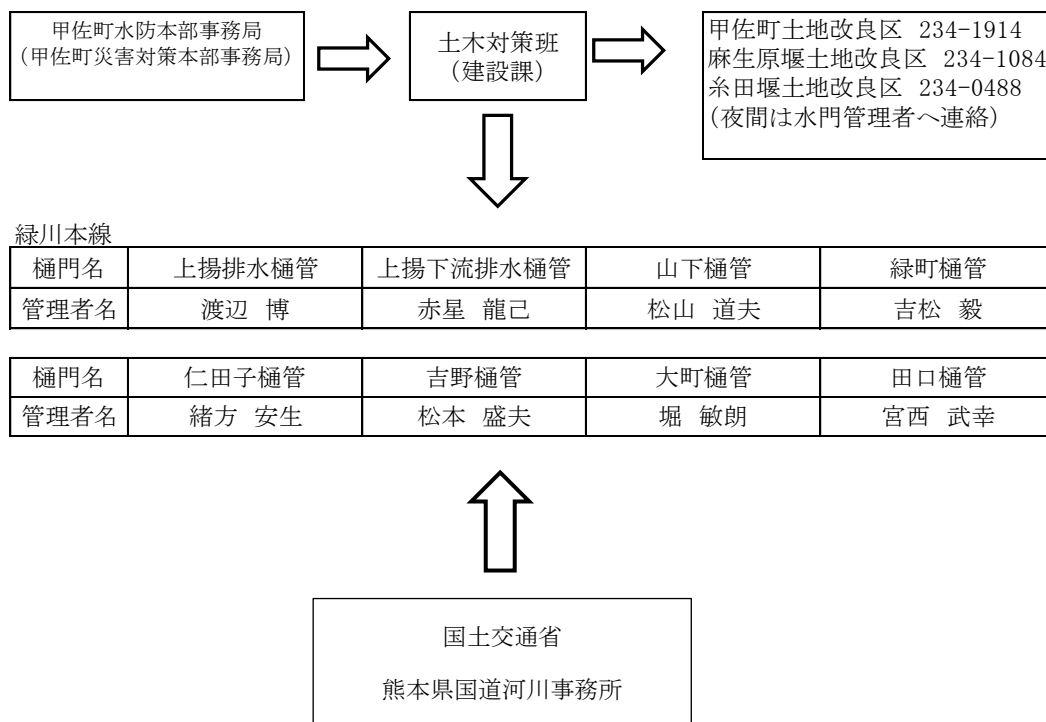
7.1 水門等

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

緑川洪水時樋門管理体制一覧は資料6-1、6-2のとおり。

7.2 連絡系統

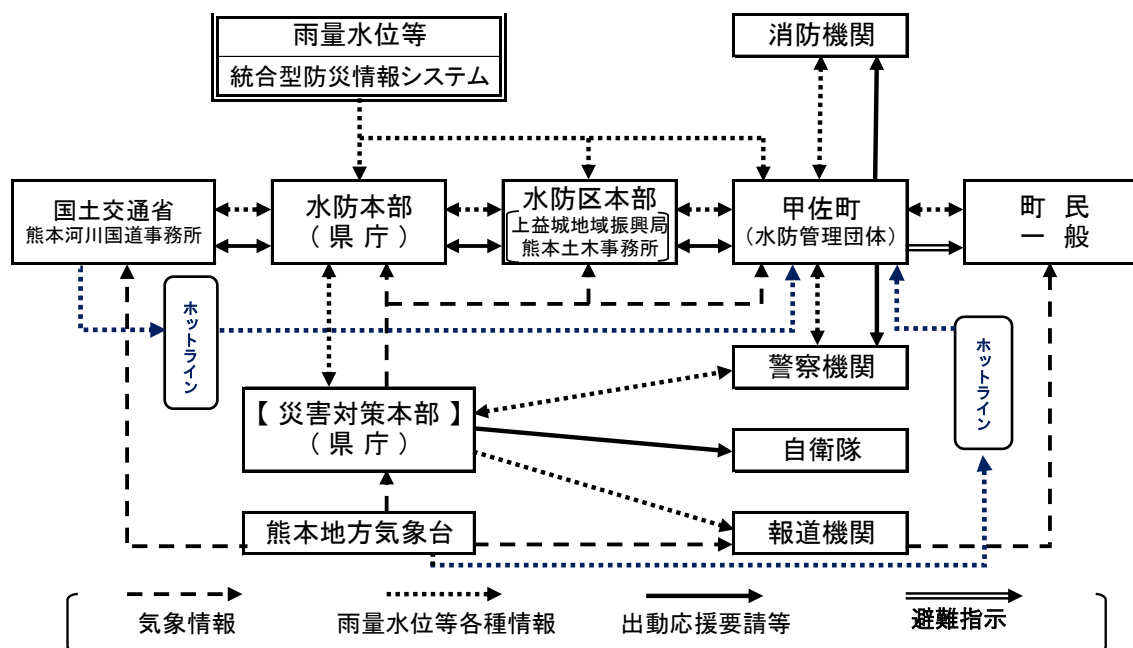


第 8 章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

洪水・内水に関わる連絡系統



8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90% 以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。（甲佐町地域防災計画と同様に取り扱うものとする。）

8.3 その他の通信施設の種類及び設置場所

通信施設の種類及び設置場所は次のとおりである。

種別	設置場所	備考
NTT電話	甲佐町役場	NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル J-ALERT を含む こうさ情報たしかめーる
緊急速報メール	甲佐町役場	
防災行政無線	甲佐町役場	
あんしんメール	甲佐町役場	
町公式ウェブサイト	甲佐町役場	
臨時災害放送局	甲佐町役場	
警察電話及び警察庁無線	甲佐、白旗の各駐在所	

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- ①町内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料7のとおりである。
- ②水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省熊本河川事務所長又は県上益城地域振興局土木部長に電話にて承認を受けるものとする。

9.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して県上益城地域振興局土木部長に提出しておくものとする。

- ・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	数名の職員が対応
第2配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第3配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

(2) 水防団及び消防団の非常配備

①水防団及び消防団の管轄地域等

各水防団及び消防団の管轄地域、連絡先は、資料8のとおりである。

②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	1.河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	1.河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

(洪水)

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料1及び資料1-1～1-5に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.7に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下

- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料9のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

本町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.6 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、御船警察署長にその旨を通知するものとする。

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県上益城地域振興局土木部長に速やかに報告するものとする。

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、

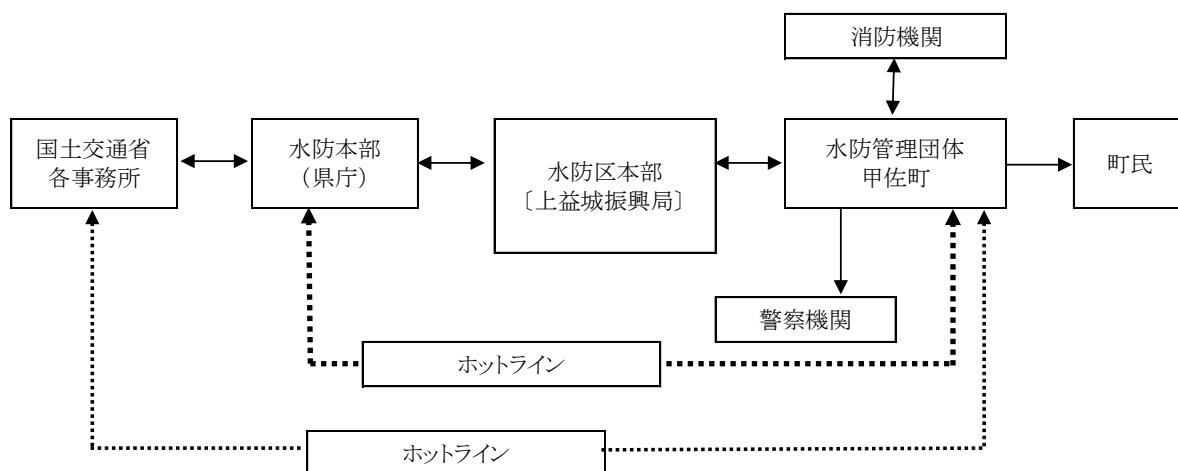
危険が認められる場合には町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

（２）決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりとする。

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。



（３）決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防配備の解除

（１）水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

（２）水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- 第 1 信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 第 4 信号 区域内の居住民が避難することを知らせるもの。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

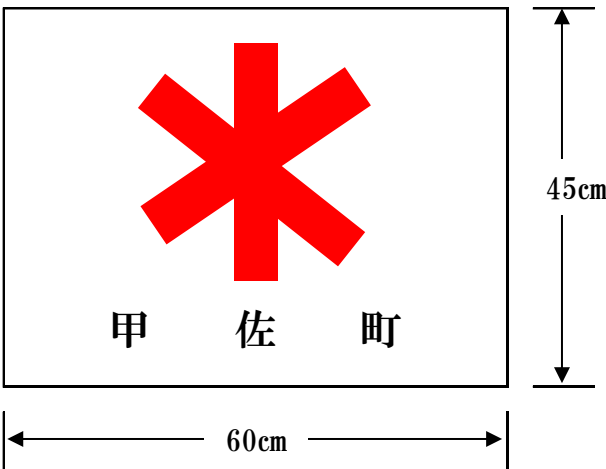
	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)
第1信号 警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○ 休止 ○ 休止
第2信号 出動信号	○○○ ○○○ ○○○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○ 休止 ○ 休止
第3信号 協力信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○ 休止 ○ 休止
第4信号 避難信号	乱打	1 分 5 秒 1 分 5 秒 ○ 休止 ○ 休止

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

(1) 水防標識

法第 18 条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、次のとおりとする。



(2) 身分証

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第	号
身分証票	
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。	
年	月 日
甲佐町長	

(裏)

- (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第 12 章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助（国土交通省・熊本県）

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、町が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

- （１）水防管理団体に対して、河川に関する情報（緑川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- （２）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （３）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- （４）重要水防箇所の合同点検の実施
- （５）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （６）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （７）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- （８）水防活動の記録及び広報

<河川管理者の援助が必要な事項>

- （１）水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- （２）水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- （３）町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- （４）水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、甲佐町長又は上益城消防長に対して応援を求めるものとする。

また、甲佐町長又は上益城消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、御船警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。その方法等について、あらかじめ御船警察署長と協議しておくものとする。

12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局との調整を行うものとする。

12.5 国（熊本河川国道事務所、熊本地方気象台等）との連携

（１）水防連絡会

町は、県や国土交通省熊本河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

（２）ホットライン

町は、河川の水位状況については国土交通省熊本河川国道事務所とのホットラインにより、また気象状況については熊本地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.6 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して業者と協定を締結している。

町は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して、企業等への協力を求めるものとする。

12.7 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

本町の水防に要する費用は、法第 41 条により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

（１）法第 23 条の規定による応援のための費用

（２）法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

13.2 公用負担

（１）公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

（２）公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 2 項の権限を委任
したことを証明する。	
年	月 日
水防管理者	
氏	名 印

（３）公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書	
第	号
種 類	員 数
使 用	収 用 処 分
年	月 日
水防管理者 氏 名	
事務取扱者 氏 名 印	
殿	

（４）損失補償

本町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料 10、11 に示す様式により、水防活動実施後、町水防本部長に報告するとともに、町水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（九州地方整備局熊本河川国道事務所及び熊本県）に報告するものとする。

第 15 章 水防訓練

町は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本町に關係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

○緑川浸水想定区域図（資料 14）

（平成 29 年 5 月公表：国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所）

○水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図

（令和 4 年 3 月公表：熊本県）

【対象河川】錦郷川、谷郷川、竜野川、津留川、坂谷川

16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

甲佐町防災会議は、洪水予報河川について浸水想定区域の指定があったときは、甲佐町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本町の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設等は、資料 12 のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.3 洪水ハザードマップ

本町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を町公式ウェブサイトに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.1.4 予想される水災の危険の周知等

本町では、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。

把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、町中の公共施設等への掲示等により公表し、住民等に周知している。

16.1.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。（要配慮者利用施設一覧表については、資料12のとおり。）

第 17 章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

17.2 水防協力団体の業務

- ①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④水防に関する調査研究
- ⑤水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体と水防団の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

17.4 水防協力団体と水防団の連携

町は、水防協力団体の申請があった場合は、水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、支援するものとする。

資 料 編

危険度評価基準

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸間			陸間が設置されている箇所。

資料 1 - 1 重要水防箇所 一覧表（堤防）危険度 A

重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 （ A ）

様式-3(堤防)

緑 川 水 系

番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考	水 防 工 法
12	熊 本 県	緑 川	甲佐町 吉田	右 岸	16.400 ～ 16.600	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
15	〃	〃	甲佐町 糸田	左 岸	22.200 ～ 22.600	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
16	〃	〃	甲佐町 古閑	左 岸	23.800 ～ 24.075	275	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
17	〃	〃	甲佐町 谷迫	左 岸	25.000 ～ 25.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
19	〃	〃	甲佐町 上豊内	右 岸	28.600 ～ 28.800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
20	〃	〃	甲佐町 東寒野	左 岸	28.800 ～ 29.000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
21	〃	〃	甲佐町 東寒野	左 岸	29.200 ～ 29.400	200	護岸部洗掘の恐れあり。 (洗掘 A)	捨石
22	〃	〃	甲佐町 上揚	右 岸	29.800 ～ 30.000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張

資料 1 - 2 重要水防箇所 一覧表（堤防）危険度 B

重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 （ B ）

番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考	水 防 工 法
31	熊 本 県	緑川	甲佐町 吉田	右 岸	16.600 ～ 17.200	600	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
35	〃	〃	甲佐町 府領	左 岸	17.400 ～ 17.600	200	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
36	〃	〃	甲佐町 府領 甲佐町 田口	左 岸	17.600 ～ 18.900	1,300	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B) (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
37	〃	〃	甲佐町 田口	左 岸	18.900 ～ 19.000	100	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
38	〃	〃	甲佐町 白旗	右 岸	19.400 ～ 19.600	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
39	〃	〃	甲佐町 白旗	右 岸	19.600 ～ 20.000	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
40	〃	〃	甲佐町 田口 甲佐町 津志田	左 岸	20.000 ～ 20.200	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
41	〃	〃	甲佐町 糸田	右 岸	20.400 ～ 20.800	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B) (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
42	〃	〃	甲佐町 津志田 甲佐町 鶴	左 岸	20.600 ～ 21.600	1,000	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
43	〃	〃	甲佐町 糸田	右 岸	20.800 ～ 21.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
44	〃	〃	甲佐町 糸田	右 岸	21.300 ～ 22.000	700	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B) (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
45	〃	〃	甲佐町 津志田	左 岸	21.800 ～ 22.200	400	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
46	〃	〃	甲佐町 糸田	右 岸	22.000 ～ 22.200	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
47	〃	〃	甲佐町 糸田 甲佐町 下横田	右 岸	22.200 ～ 22.800	600	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B) (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
48	〃	〃	甲佐町 船津	左 岸	22.600 ～ 23.400	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
49	〃	〃	甲佐町 下横田	右 岸	22.800 ～ 23.000	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張

50	〃	〃	甲佐町 船津 甲佐町 大町	右 岸	23.600 ～ 25.200	1,600	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート 張・くい
51	〃	〃	甲佐町 古閑	左 岸	24.075 ～ 24.200	125	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート 張
52	〃	〃	甲佐町 仁田子	右 岸	25.400 ～ 25.600	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート 張・くい
53	〃	〃	甲佐町 仁田子	右 岸	25.800 ～ 26.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート 張・くい
54	〃	〃	甲佐町 緑町	右 岸	27.200 ～ 27.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート 張
55	〃	〃	甲佐町 豊内	右 岸	28.200 ～ 28.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート 張
56	〃	〃	甲佐町 上揚	右 岸	29.400 ～ 29.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート 張

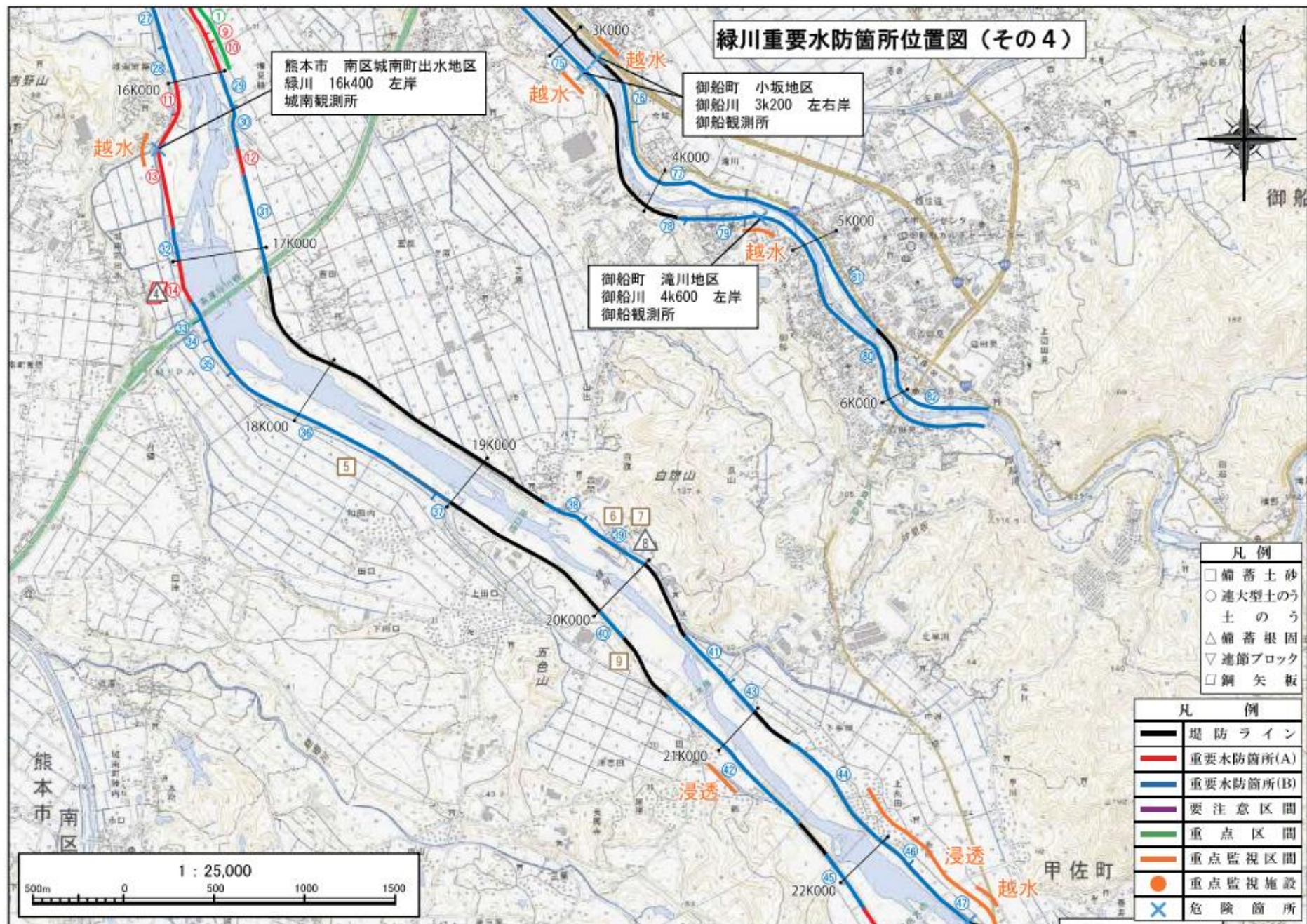
資料 1 - 3 重要水防箇所 一覧表（工作物）危険度 B

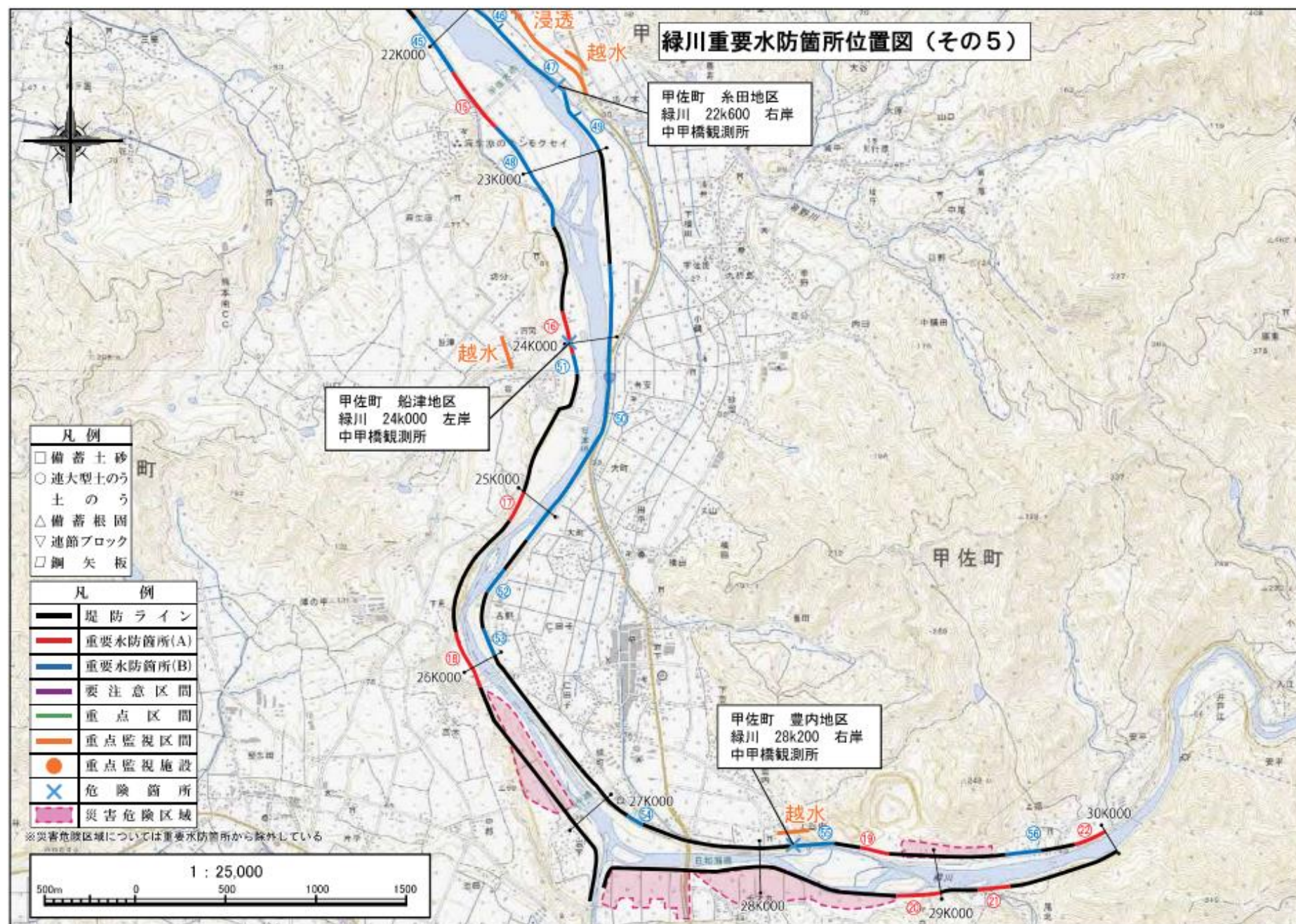
重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 （ B ）

様式-3(工作物)

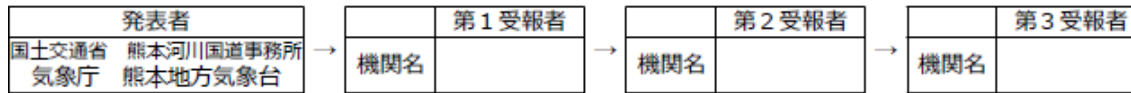
緑 川 水 系

番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考	水 防 工 法
6	熊 本 県	緑川	甲佐町 麻生原 甲佐町 糸田		24.450		安津橋 (桁下高不足)	
7	〃	〃	美里町 岩下 甲佐町 仁田子		27.000		中甲橋 (桁下高不足)	





資料2 洪水予報の発表形式



緑川水系氾濫注意情報

緑川水系洪水予報第1号
洪水注意報（発表）
令和2年05月14日18時10分
熊本河川国道事務所 熊本地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】緑川水系では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】緑川の中甲橋水位観測所（下益城郡美里町）では、14日18時00分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

現在、雨はやんでいます。

流域	12日18時00分～14日18時00分 までの流域平均雨量	14日18時00分～14日21時00分 までの流域平均雨量の見込み
緑川上流域	0ミリ	0ミリ
流域	12日18時00分～14日18時00分 までの流域平均雨量	14日18時00分～14日21時00分 までの流域平均雨量の見込み
緑川中流域	0ミリ	0ミリ
流域	12日18時00分～14日18時00分 までの流域平均雨量	14日18時00分～14日21時00分 までの流域平均雨量の見込み
加勢川流域	0ミリ	0ミリ
流域	12日18時00分～14日18時00分 までの流域平均雨量	14日18時00分～14日21時00分 までの流域平均雨量の見込み
御船川流域	0ミリ	0ミリ

（水位）

緑川水系の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
城南 水位観測所 (熊本市)	14日18時00分の状況	0.84 -				
	14日19時00分の予測	*** -				
	14日20時00分の予測	*** -				
	14日21時00分の予測	*** -				
中甲橋 水位観測所 (下益城郡美里町)	14日18時00分の状況	3.00 -				
	14日19時00分の予測	3.47 -				
	14日20時00分の予測	3.88 -				
	14日21時00分の予測	4.05 -				
大六橋 水位観測所 (上益城郡嘉島町)	14日18時00分の状況	0.62 -				
	14日19時00分の予測	*** -				
	14日20時00分の予測	*** -				
	14日21時00分の予測	*** -				
御船 水位観測所 (上益城郡御船町)	14日18時00分の状況	-0.50 -				
	14日19時00分の予測	*** -				
	14日20時00分の予測	*** -				
	14日21時00分の予測	*** -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

注意事項)

参考資料)

(単位:水位(m) 又は 流量(m³/s))

観測所名	城南 水位観測所	中甲橋 水位観測所	大六橋 水位観測所
	熊本市	下益城郡美里町	上益城郡嘉島町
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.20	4.60	4.40
レベル3水位 避難判断水位※	5.80	4.10	3.90
レベル2水位 氾濫注意水位	4.30	3.00	3.20
レベル1水位 水防団待機水位	3.30	2.00	2.50
受け持ち区間	緑川 左岸 熊本県熊本市から 熊本県宇土市 右岸 熊本県甲佐町から 熊本県熊本市	緑川 左岸 熊本県甲佐町 右岸 熊本県甲佐町	加勢川 左岸 熊本県嘉島町から 熊本県熊本市 右岸 熊本県熊本市
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	熊本県熊本市中島校区、 熊本県熊本市飽田西校区、 熊本県熊本市奥古閑校区、 熊本県熊本市川口校区、 熊本県熊本市銭塘校区、 熊本県熊本市中緑校区、 熊本県熊本市飽田南校区、 熊本県熊本市川尻校区、 熊本県熊本市富合校区、	熊本県熊本市杉上校区、 熊本県上益城郡御船町小 坂校区、 熊本県上益城郡甲佐町白 旗校区、 熊本県上益城郡甲佐町龍 野校区、 熊本県上益城郡甲佐町甲 佐校区、	熊本県熊本市中島校区、 熊本県熊本市飽田西校区、 熊本県熊本市奥古閑校区、 熊本県熊本市川口校区、 熊本県熊本市銭塘校区、 熊本県熊本市中緑校区、 熊本県熊本市飽田東校区、 熊本県熊本市飽田南校区、 熊本県熊本市力合校区、

	熊本県熊本市秋津校区、 熊本県熊本市杉上校区、 熊本県熊本市隈庄校区、 熊本県宇土市走潟校区、 熊本県宇土市網津校区、 熊本県宇土市緑川校区、 熊本県宇土市宇土校区、 熊本県宇土市宇土東校区、 熊本県宇土市花園校区、 熊本県宇城市不知火校区、 熊本県宇城市松橋校区、 熊本県上益城郡嘉島町嘉島東校区、 熊本県上益城郡嘉島町嘉島西校区、 熊本県上益城郡御船町高木校区、 熊本県上益城郡御船町小坂校区、 熊本県上益城郡御船町御船校区、 熊本県上益城郡甲佐町乙女校区、 熊本県上益城郡甲佐町白旗校区	熊本県上益城郡甲佐町乙女校区、 熊本県下益城郡美里町中央校区	熊本県熊本市川尻校区、 熊本県熊本市富合校区、 熊本県熊本市日吉校区、 熊本県熊本市日吉東校区、 熊本県熊本市城南校区、 熊本県熊本市春竹校区、 熊本県熊本市田迎校区、 熊本県熊本市御幸校区、 熊本県熊本市田迎南校区、 熊本県熊本市砂取校区、 熊本県熊本市画図校区、 熊本県上益城郡嘉島町嘉島東校区、 熊本県上益城郡嘉島町嘉島西校区、 熊本県上益城郡御船町高木校区、 熊本県上益城郡御船町小坂校区、 熊本県上益城郡御船町木倉校区、 熊本県上益城郡御船町御船校区
観測所名	御船 水位観測所 上益城郡御船町		
レベル4 水位 氾濫危険水位※	4.30		
レベル3 水位 避難判断水位※	3.60		
レベル2 水位 氾濫注意水位	3.00		
レベル1 水位 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	御船川 左岸 熊本県御船町 右岸 熊本県御船町から 熊本県嘉島町		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	熊本県熊本市御幸校区、 熊本県熊本市画図校区、 熊本県熊本市秋津校区、 熊本県上益城郡嘉島町嘉島西校区、 熊本県上益城郡嘉島町嘉島東校区、 熊本県上益城郡御船町高木校区、 熊本県上益城郡御船町小坂校区、 熊本県上益城郡御船町木倉校区、		

熊本県上益城郡御船町御船校区		
----------------	--	--

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

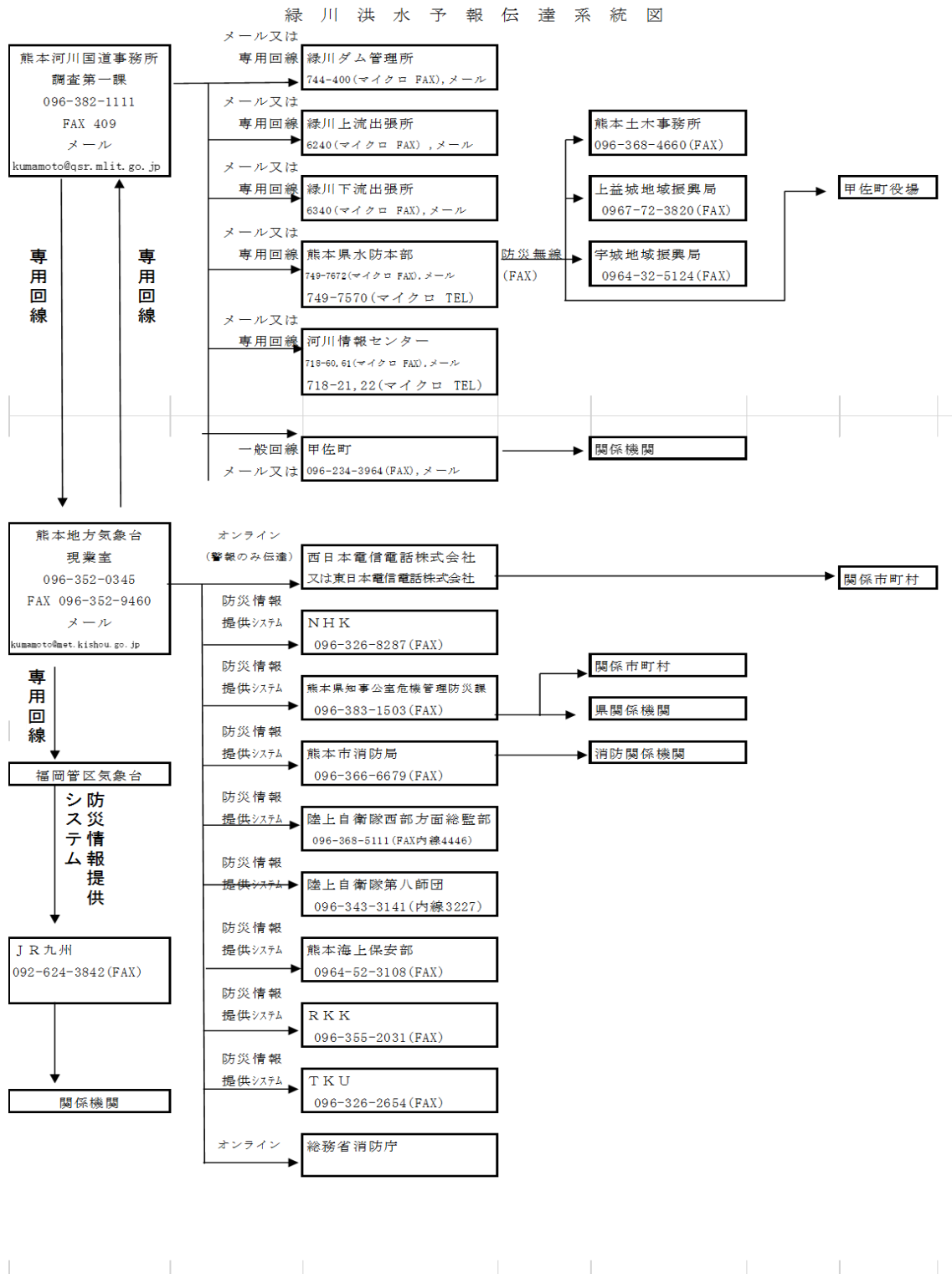
水位関係：国土交通省 熊本河川国道事務所 調査第一課 水防企画係 電話：096-382-1111

気象関係：気象庁 熊本地方気象台 現業室 電話：096-352-0345

資料3 水防法に基づく洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表）

伝達経路等

水防法に定められた洪水予報の通知・周知は必須であるが、気象業務法や地域防災計画等に基づく手続き等にも留意して伝達経路等を定める。



水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
緑川	中甲橋水位観測所	第 1 号

令和 2 年 05 月 14 日 18 時 20 分

国土交通省 熊本河川国道事務所発表

【現 況】

緑川の中甲橋水位観測所（下益城郡美里町）の水位は、14 日 18 時 10 分現在 2.01m です。

【発 表】

水防機関は待機してください。

熊本河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
代継橋				
城南				
中甲橋	○			
大六橋				
御船				

(参考)

緑川 中甲橋水位観測所（下益城郡美里町）

（受け持ち区間は 緑川左岸：熊本県甲佐町、右岸：熊本県甲佐町）

問い合わせ先

国土交通省 熊本河川国道事務所 調査第一課 水防企画係 電話：096-382-1111（内線）

(参考)

中甲橋【熊本県下益城郡美里町】

計画高水位 : 5.91m

氾濫危険水位 : 4.60m

避難判断水位 : 4.10m

氾濫注意水位 : 3.00m

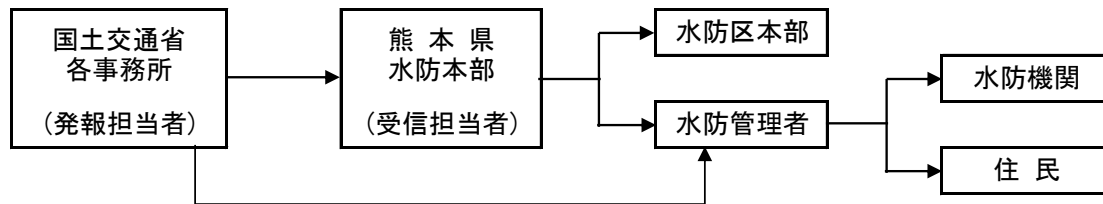
水防団待機水位 : 2.00m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp	http://i.river.go.jp

資料 5 水防警報（国土交通省発表）の伝達経路



〔 連絡機関 〕

河川名	観測所	発報担当者	受報担当者	各水防区本部	水 防 管 理 者
緑 川	中甲橋	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	上益城地域振興局長	美里町長、甲佐町長
	城南			熊本土木事務所長 宇城地域振興局長 上益城地域振興局長	熊本市長 宇土市長、御船町長、 嘉島町長、甲佐町長

資料 6 - 1 緑川洪水時樋門管理体制一覧

施設名	位置	管理者	操作担当者	電話番号
上揚排水樋管	甲佐町上揚	国土交通省 熊本河川国道事務所	渡邊 博	234-3001
上揚下流排水樋管	甲佐町上揚		赤星 龍己	234-2988
山下樋管	甲佐町上揚		松山 道夫	234-0187
緑町樋管	甲佐町緑町		吉松 毅	234-1763
仁田子樋管	甲佐町仁田子		緒方 安生	234-2774
吉野樋管	甲佐町仁田子		松本 盛夫	234-1557
大町樋管	甲佐町大町		堀 敏朗	234-0478
田口樋管	甲佐町田口		宮西 武幸	234-1598

資料 6 - 2 水門管理者一覧表（土地改良区関係）

管理者（土地改良区名）	水門名	操作人担当者	備考
甲佐町土地改良区 096-234-1914	ヤナ三門	赤星 俊郎	
		福島 勝一	
	南甲佐	平野 国生	
	鹿生田	小島 和紀	
	水神	小屋野 憲喜	
	二段橋	浅野 惣一	
		成松 増雄	
	塔の木	大隈 憲一	
麻生原堰土地改良区 096-234-1084	麻生原堰	本田 光秀	
		丸山 正	
	津志田	森口 政人	
	上田口	喜田 健義	
		村上 文也	
	下田口	西岡 秀俊	
	和田内	宮西 武幸	
	府領	野々口 秀信	
糸田堰土地改良区 096-234-0488	糸田堰	渡辺 行雄	
	松ヶ崎	渡辺 行雄	

資料 7 水防倉庫及び備蓄資器材一覧

資材名	町 水防倉庫 (役場・旧庁 舎倉庫内)	町 水防倉庫 (芝原)	町 備蓄倉庫 (下横田)	県 水防倉庫 (安平)	国交省 水防倉庫 (津志田)	資材名	町 水防倉庫 (役場・旧庁 舎倉庫内)	町 水防倉庫 (芝原)	町 備蓄倉庫 (下横田)	県 水防倉庫 (安平)	国交省 水防倉庫 (津志田)
鍵保管場所	くらし安全推進室 建設課			建設課		鍵保管場所	くらし安全推進室 建設課			建設課	
蝋木 (たこ ぎ)				10		叭 (かます)				655	
掛矢	8		16	11	4	セフティコーン	250		90		
鉈 (なた)		2		8		セフティコーンパー	180		100		
のこぎり	1	2	14	5	2	土のう袋 緊急土のう	21,000 80	12,600	6,800 160	2,600	1,000
鎌			10	5	20	土のう袋 (1 t 袋)	165	20	5		
スコップ	29	2	21	19	5	発電機	5		2		
ツルハシ	1		20	20	5	木杭	30		234	300	50
番線カッター			5	5		鉄線			20kg	250kg	50m×2 本
一輪車	5		5	5		釘			10kg	5kg	
照明器	2		4	5		縄 (巻)				56	
ペンチ			8	5	2	オイルフェンス					20m×3
ポリバケツ			20 (15ℓ)			ブルーシート	30	16 (5.4m ×7.2m)	48	2	14
ハンマー	4		10	12	1	鉄筋	20		25		
鋏	2					延長コード	5				
金槌	1		5	5		シート張工法			1 式		
ジョレン	5					ライフジャケット		10			
シートローラー			1 (0.9mm ×100m)			ロープ	3	10(φ9mm)	12(φ9mm) 20(φ12mm)	10	8
チェーンソー	2	1	2			土嚢製造機					1
モーターポンプ	2					オイルマット					700
水中ポンプ			2			水中ポンプ用ホース			10		

(令和 6 年 5 月 31 日現在)

資料 8 水防団及び消防団の管轄地域等

(1) 甲佐町水防団兼消防団 (団長、副団長 (2 名)、指導員)

(役場連絡先 : 096-234-1167)

分団名	分団長	副分団長	管轄区域	集合場所
第 1 分団	第 1 分団長	副分団長 (3 名)	宮内地区 甲佐地区	第 1 部詰所 (東西寒野) 第 2 部詰所 (上豊内) 第 3 部詰所 (下豊内) 第 4 部詰所 (岩下) 第 5 部詰所 (仁田子) 第 6 部詰所 (緑町) 第 7 部詰所 (北部地区) 第 8 部詰所 (宮内地区)
第 2 分団	第 2 分団長	副分団長 (2 名)	竜野地区	第 1 部詰所 (上早川) 第 2 部詰所 (中横田) 第 3 部詰所 (下横田) 第 4 部詰所 (浅井)
第 3 分団	第 3 分団長	副分団長 (2 名)	白旗地区	第 1 部詰所 (早川) 第 2 部詰所 (糸田) 第 3 部詰所 (北早川) 第 4 部詰所 (元白旗地区) 第 5 部詰所 (芝原) 第 6 部詰所 (吉田)
第 4 分団	第 4 分団長	副分団長 (2 名)	乙女地区	第 1 部詰所 (津志田) 第 2 部詰所 (麻生原) 第 3 部詰所 (船津) 第 4 部詰所 (世持) 第 5 部詰所 (南三箇) 第 6 部詰所 (中山) 第 7 部詰所 (田口地区) 第 8 部詰所 (府領) 第 9 部詰所 (田原)
役場分団	役場分団長	-	-	役場分団

資料 9 水防工法一覧表

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
水があふれる（越水）		積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 （連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側（川裏）対策	釜段工 （釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 （簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット 月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
漏 水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木 流 し 工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） ↳ 居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業 の 概 況 及び工法	箇 所 m 工 法								
水防の 結果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使 用 資器材	かます、俵					居 住 者 の			
	万年、土俵					出 動 状 況			
	な わ					水防関係者の			
	丸 太					死 傷			
	その他					雨 量 水 位 の			
						状 況			
水防活動に関する 自 己 評 価 備 考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

資料 1 1 水防実施状況報告書様式

										作成責任者			印			
管理団体名										指 定 ・ 非 指 定 の 別						
水防実施時の台風名・豪雨名										報 告 年 月 日			年 月 日			
場 所	川左岸 右岸 地先 m									所	人 件 費	管理団体名 県分 合計				
												手 当				
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時									要	費	円 円 円				
												円 円 円				
出 動 人 員 数	水防団員		消防団員		その他		計		経	費	円 円 円					
	人		人		人		人				円 円 円					
水 防 作 業 の 概 況 及 工 法	工法 箇所 m									使	用	円 円 円				
	出水位											円 円 円				
水 防 の 結 果	施設等		堤防		田		畑		家		鉄道		道路		人口	
	効果															
被 害																
他の団体よりの応援の状況										立退きの状況及びそれを指示した理由						
居 住 者 出 動 状 況										水防功労者の氏名・年齢・所属及びその功績概要						
警 察 の 援 助 状 況										堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況						
現 場 指 導 者 氏 名										水 防 活 動 に 関 す る 自 己 批 判						
水 防 関 係 者 の 死 傷										備 考						

- 1 水防を行った箇所毎に作成する。
- 2 管轄土木事務所に、箇所毎の報告書に集計表をつけて、三部提出すること。

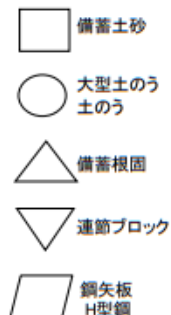
資料 1 2 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設

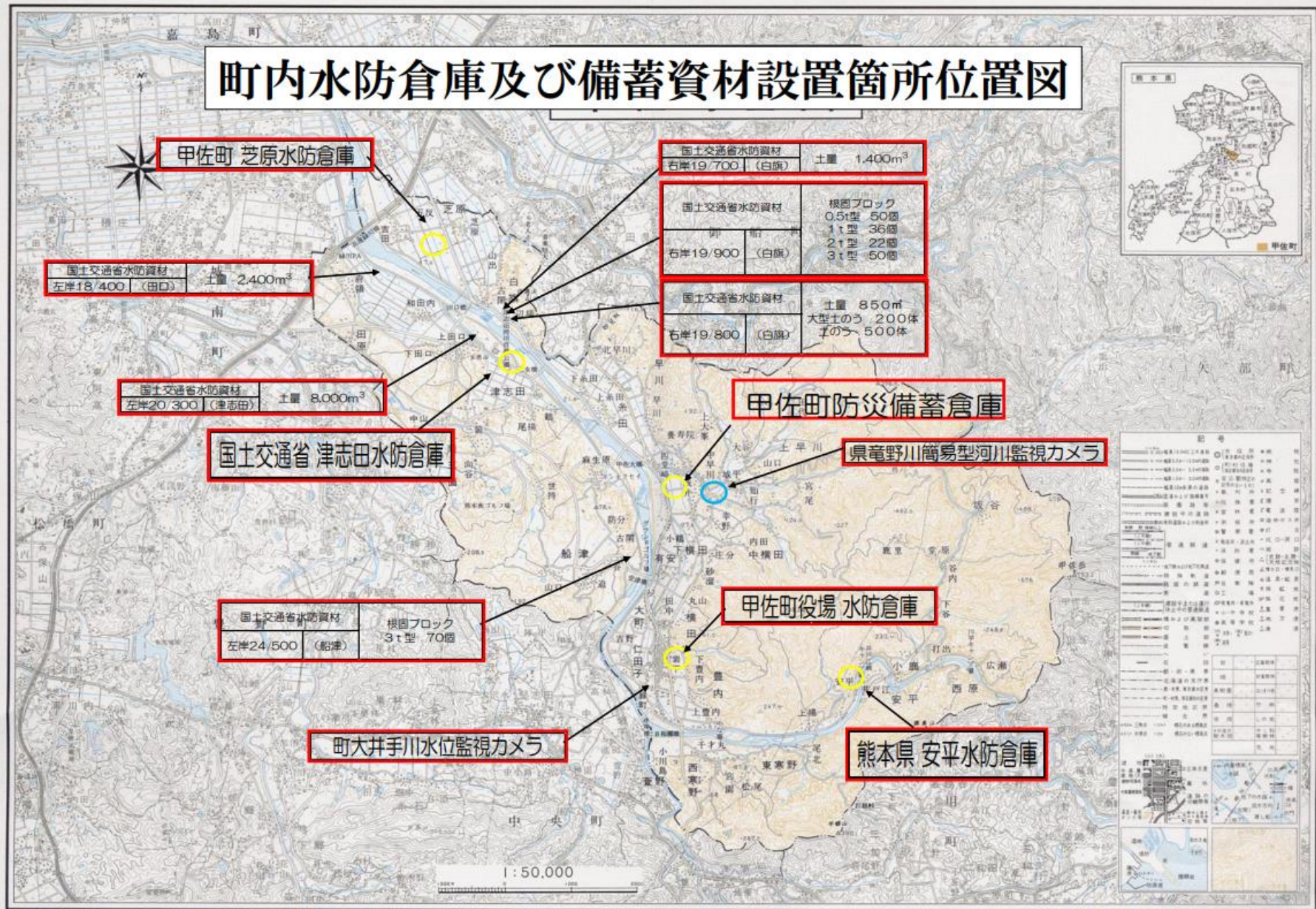
要配慮者利用施設一覧表					
施設名称	所在地	電話番号	最大規模 浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	連絡先、連絡方法等
病院関係					
1 荒瀬病院	甲佐町緑町331	234-1161	○		1 緑川ダム管理事務所に
2 桃崎整形外科	甲佐町緑町275-1	235-8111	○		よる警戒サイレンの吹鳴
3 谷田病院	甲佐町岩下字東園45-1	234-1249	○		2 防災行政無線による緊
4 小屋迫医院	甲佐町岩下96	234-0165	○		急放送
5 りんご歯科なるせ	甲佐町岩下65-1	234-0012	○		3 災害対策本部から各施
6 甲佐眼科クリニック	甲佐町岩下68-13	235-5600	○		設に対する電話連絡
7 さとう歯科クリニック	甲佐町大町415-7	235-1118	○		4 防災行政無線中継塔備
8 清村歯科医院	甲佐町横田2241-1	234-3773	○		付けのサイレンの吹鳴
老人施設等					5 同中継塔備付のマイク
9 グループホーム桜の丘	甲佐町西寒野1161	234-5022			による広報
10 特別養護老人ホーム桜の丘	甲佐町西寒野1161	234-1191			
11 桜の丘ケアハウス	甲佐町西寒野1161	235-3500			
12 グループホーム年輪	甲佐町緑町359	234-5151	○		
13 養護老人ホーム緑川荘	甲佐町緑町50	234-0109	○		
14 松樹苑	甲佐町岩下49	234-5130	○		
15 綾の家	甲佐町岩下194-1	234-0064	○		
16 小規模多機能ホームほたる	甲佐町上早川22-1	235-3755			
17 グループホーム乙女	甲佐町津志田1661	235-8022			
18 ナーシングケア緑風苑	甲佐町白旗279-4	234-3788			
19 サポートセンター虹	甲佐町白旗2247-1	234-4141	○		
20 グループホームせせらぎ	甲佐町白旗986-1	234-5511	○		
21 うれしかの家ただいま	甲佐町芝原1029-2	235-3000	○		
22 グリーンリバー甲佐	甲佐町下横田506-1	234-8126	○		
保育所等					
23 甲佐保育園	甲佐町岩下157-8	234-0186	○		
24 若草保育園	甲佐町横田308	234-0013	○		
25 竜野保育園	甲佐町上早川1128-1	234-0519			
26 乙女保育園	甲佐町津志田3118	234-3947			
27 緑川保育所	甲佐町白旗216	234-0789	○		
その他、参考施設					
28 甲佐小学校	甲佐町豊内613-1	234-0043	○		
29 龍野小学校	甲佐町上早川1220	234-0106			
30 乙女小学校	甲佐町津志田3037	234-0078			
31 白旗小学校	甲佐町白旗50	234-0788	○	○	
32 甲佐中学校	甲佐町中横田300	234-0689		○	
33 甲佐高等学校	甲佐町横田327	234-0041	○	○	
34 松橋西支援学校上益城分教室	甲佐町横田327	234-0041	○	○	
35 甲佐町老人いこいの家	甲佐町岩下24	234-0423	○		
36 龍野福祉ふれあいセンター	甲佐町上早川334	235-8288			
37 白旗福祉ふれあいセンター	甲佐町白旗216-2	234-0827	○		
38 放課後児童クラブくるみクラブ	甲佐町豊内613-1	234-5255	○		
39 放課後児童クラブげんきクラブ	甲佐町白旗216-2	234-0827	○		
40 放課後児童クラブひまわりクラブ	甲佐町下横田925番地	080-8583-9681	○		
41 放課後等デイサービスえんばわー	甲佐町有安275	285-1880	○		
42 障がい者支援センターあゆの里	甲佐町津志田2472	234-4311	○		
43 あゆの里グループホーム・五色寮ホーム	甲佐町津志田3610	234-4288	○		
44 あゆの里グループホーム・あゆの里ホーム	甲佐町豊内451	234-5210	○		
45 あゆの里グループホーム・豊内ホーム	甲佐町豊内2006	288-6207	○		
46 あゆの里グループホーム・華の里ホーム	甲佐町横田90-12	234-5266	○	○	
47 あゆの里グループホーム・大町ホームA	甲佐町大町366-2-13号	234-5582	○		
48 あゆの里グループホーム・大町ホームB	甲佐町大町366-2-17号	234-5518	○		
49 あゆの里グループホーム・仁田子ホームA	甲佐町仁田子454-13-A号	234-5519	○		
50 あゆの里グループホーム・仁田子ホームB	甲佐町仁田子454-13-B号	234-1051	○		
51 ワークセンターあゆの里	甲佐町津志田2468	234-4309	○		
52 障がい者支援のホステルあゆの里	甲佐町横田156-1	234-3324	○		

R6緑川水防資材備蓄箇所調書

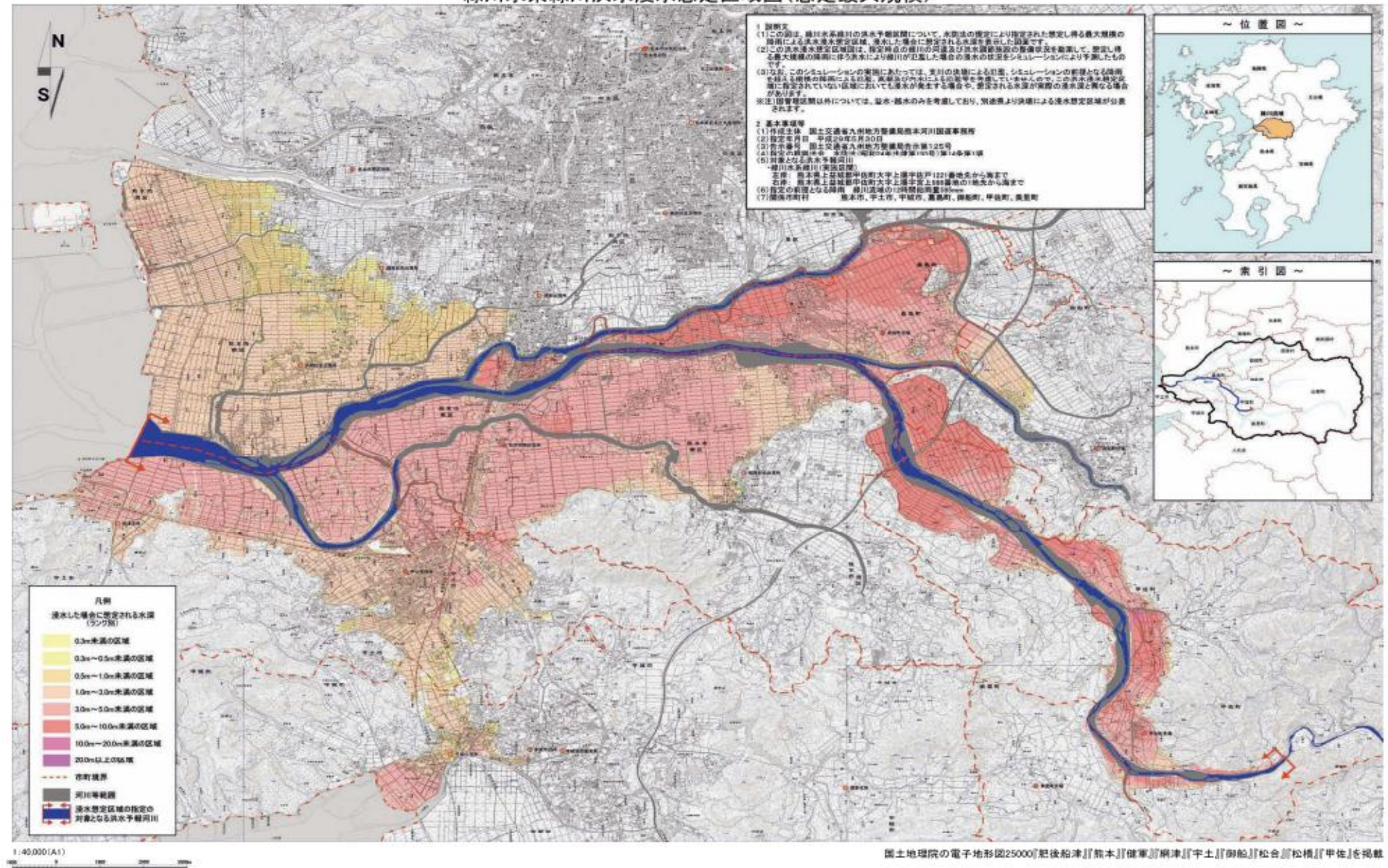
対象 番号	河川名	距離 右左	標 別	場 所	内 訳
	緑 川	右岸	7/700	熊本市南区富合町杉島	土量 2,500 m ³ 根固ブロック 2t型 197 個
	緑 川	右岸	9/100	熊本市南区野田町	土量 3,100 m ³
	緑 川	右岸	15/000	御 船 川 合 流 点	土のう 500 体 根固ブロック 0.5t型 124 個 1t型 1,030 個 2t型 52 個
	緑 川	左岸	17/100	熊本市南城区南町出水	根固ブロック 2t型 305 個 3t型 70 個 鋼矢板 Ⅲw型 L=10m 12 枚 L=12m 14 枚 L=13m 7 枚
	緑 川	左岸	18/400	上 益 城 郡 甲 佐 町 田 口	土量 2,400 m ³
	緑 川	右岸	19/700	上 益 城 郡 甲 佐 町 白 旗	土量 1,400 m ³
	緑 川	右岸	19/800	上 益 城 郡 甲 佐 町 白 旗	土量 850 m ³
	緑 川	右岸	19/900	上 益 城 郡 甲 佐 町 白 旗	根固ブロック 0.5t型 50 個 1t型 36 個 3t型 50 個
	緑 川	左岸	20/300	上 益 城 郡 甲 佐 町 津 志 田 (桜 づ つ み)	土量 8,000 m ³
	加 勢 川	左岸	3/800	熊本市南区富合町御船手	土量 3,200 m ³ 連節ブロック 529 個 根固ブロック 0.5t型 138 個 1t型 26 個 鋼矢板 H型鋼 350H (L=6m) 5 本 350H (L=8m) 4 本 350H (L=9m) 4 本 350H (L=13m) 4 本
	加 勢 川	右岸	4/200	熊本市南区元三町	土量 7,800 m ³
	加 勢 川	左岸	8/400	上 益 城 郡 嘉 島 町 上 仲 間	根固ブロック 3t型 50 個
	加 勢 川	右岸	9/000	熊本市東区画図町 瀬 之 江 樋 管	連節ブロック 14,201 個
	加 勢 川	左岸	9/000	上 益 城 郡 嘉 島 町 上 仲 間	大型土のう 180 体 土のう 1,000 体 根固ブロック 0.5t型 40 個 1.25t型 1 個 2t型 522 個
	加 勢 川	右岸	9/800	熊本市東区画図町	土量 4,100 m ³
	浜 戸 川	左岸	4/000	宇 土 市 走 湯 町	根固ブロック 2t型 230 個
	浜 戸 川	左岸	1/400	宇 土 市 新 開 町	根固ブロック 2t型 517 個
	浜 戸 川	右岸	3/600	宇 土 市 走 湯 町	根固ブロック 1t型 208 個 2t型 642 個
	浜 戸 川	左岸	3/800	宇 土 市 馬 之 瀬 町 (船 場 川 水 門 付 近)	根固ブロック 3t型 50 個

凡 例

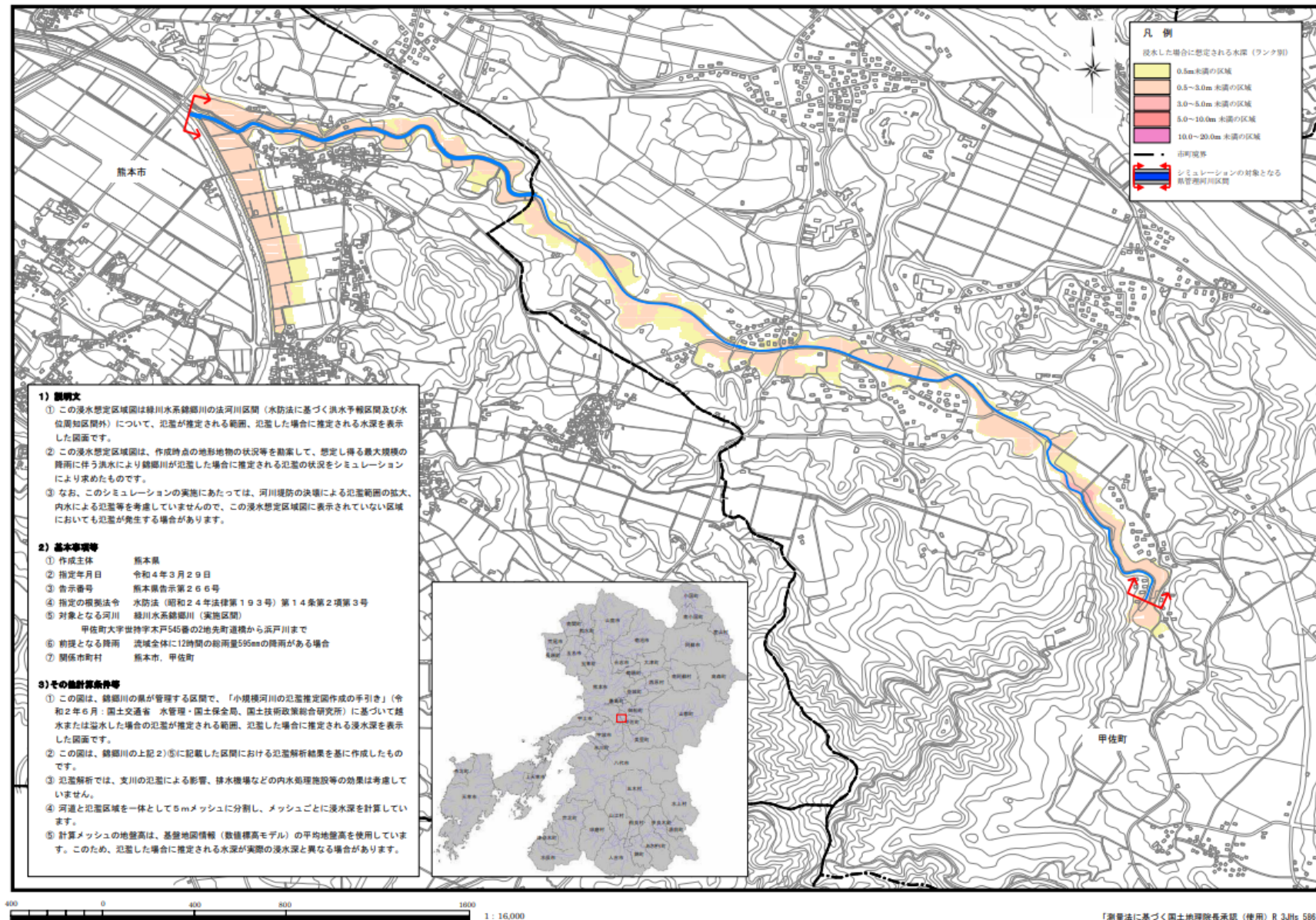




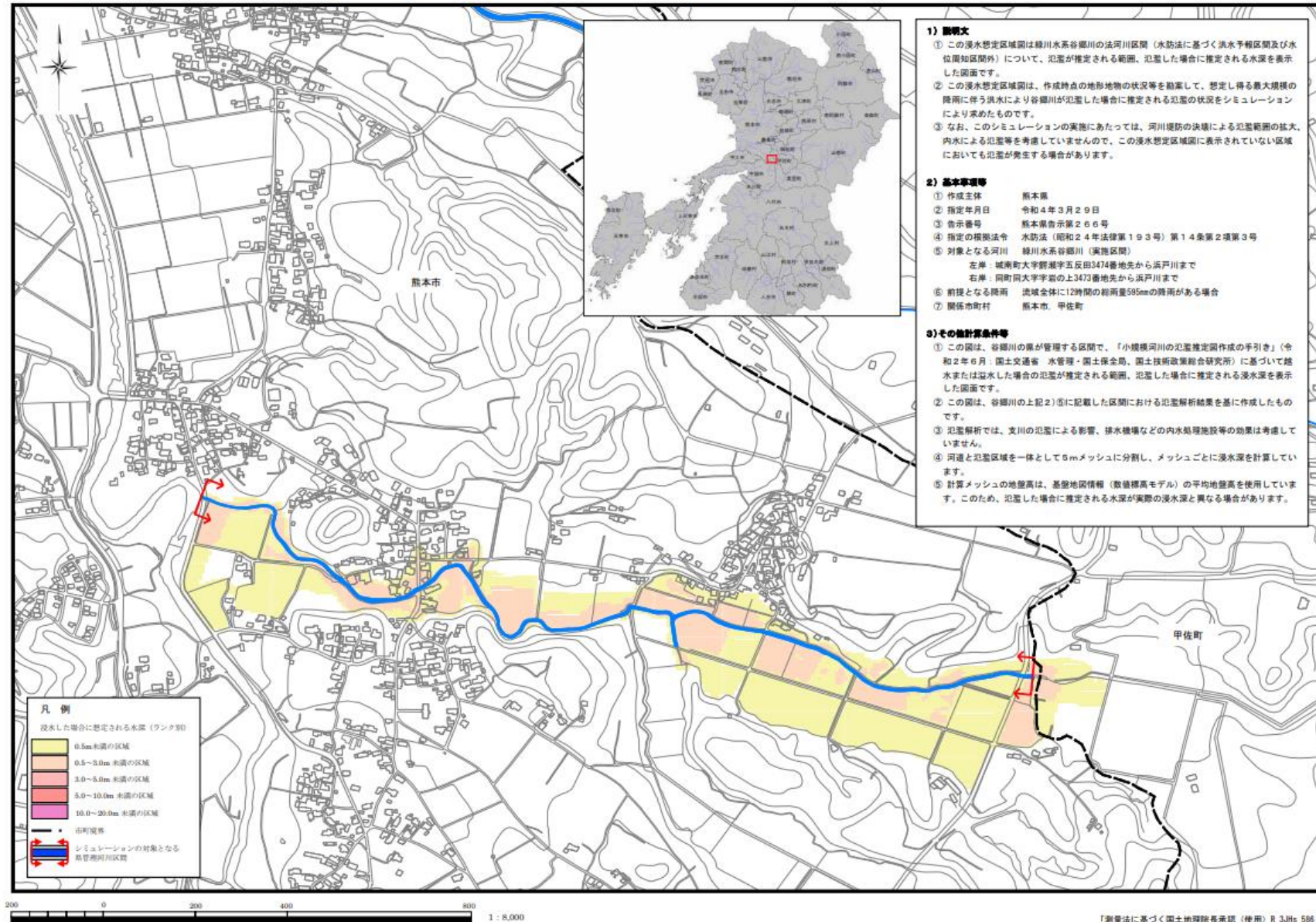
緑川水系緑川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



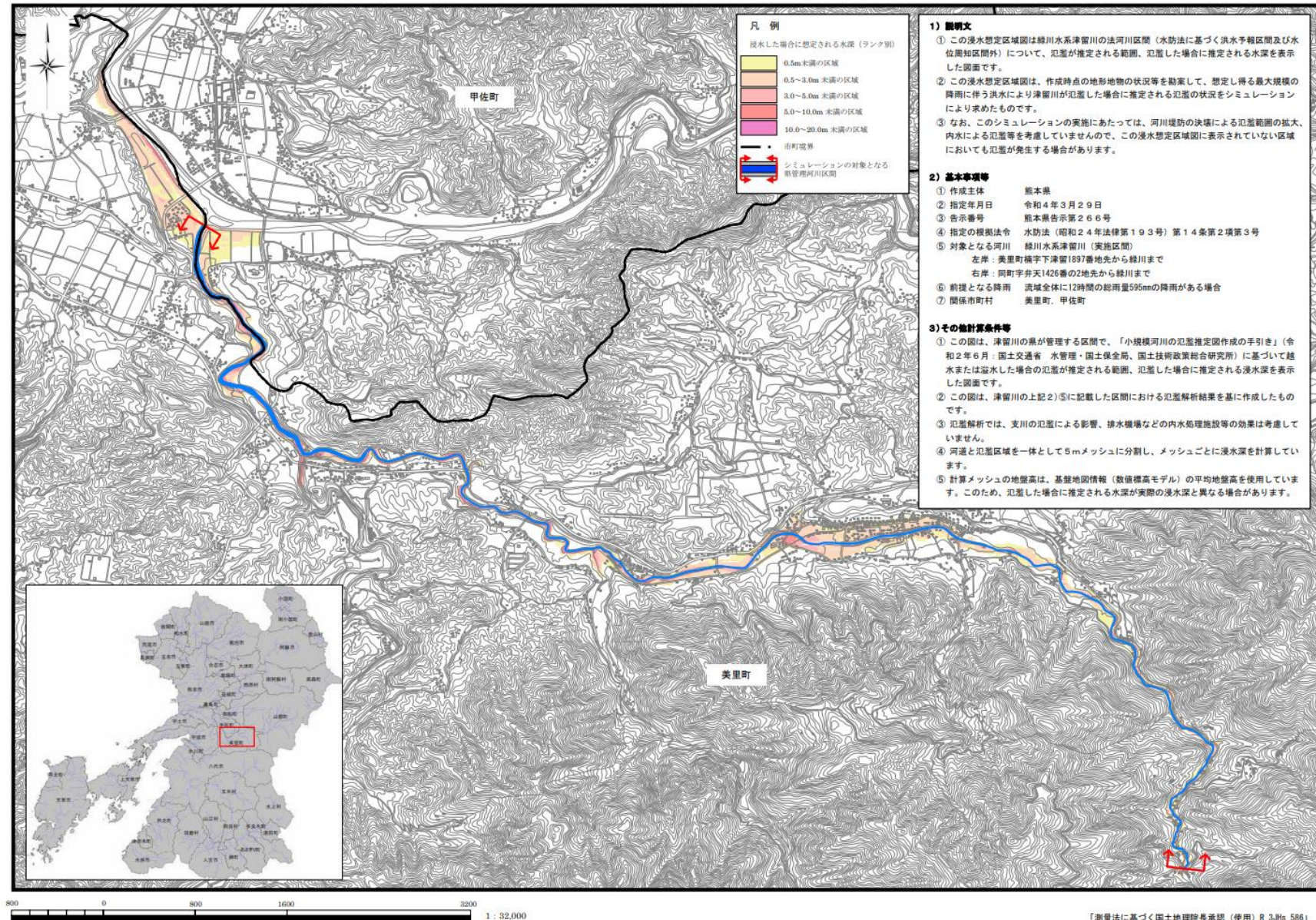
緑川水系錦郷川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



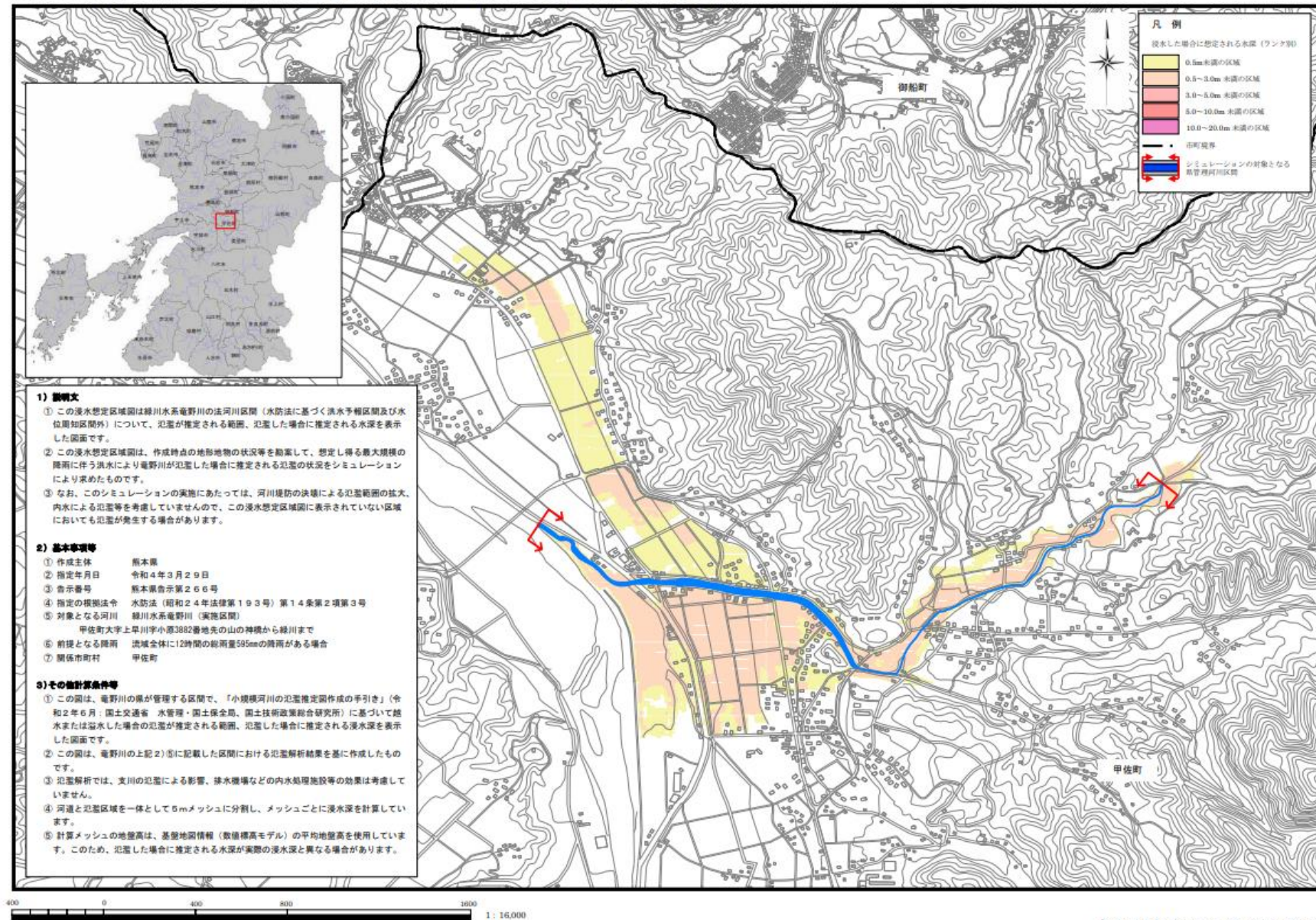
緑川水系谷郷川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



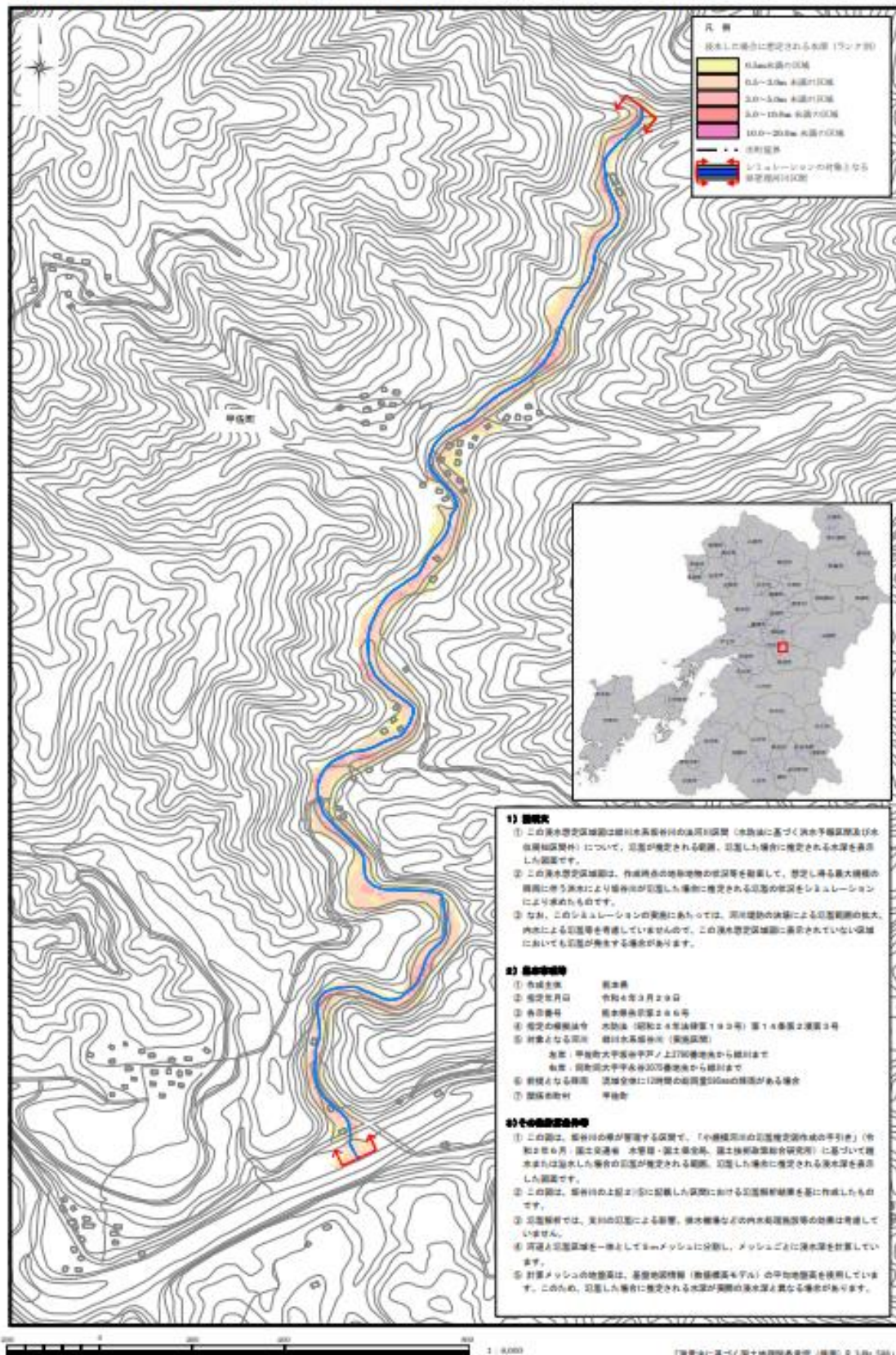
緑川水系津留川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



緑川水系竜野川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



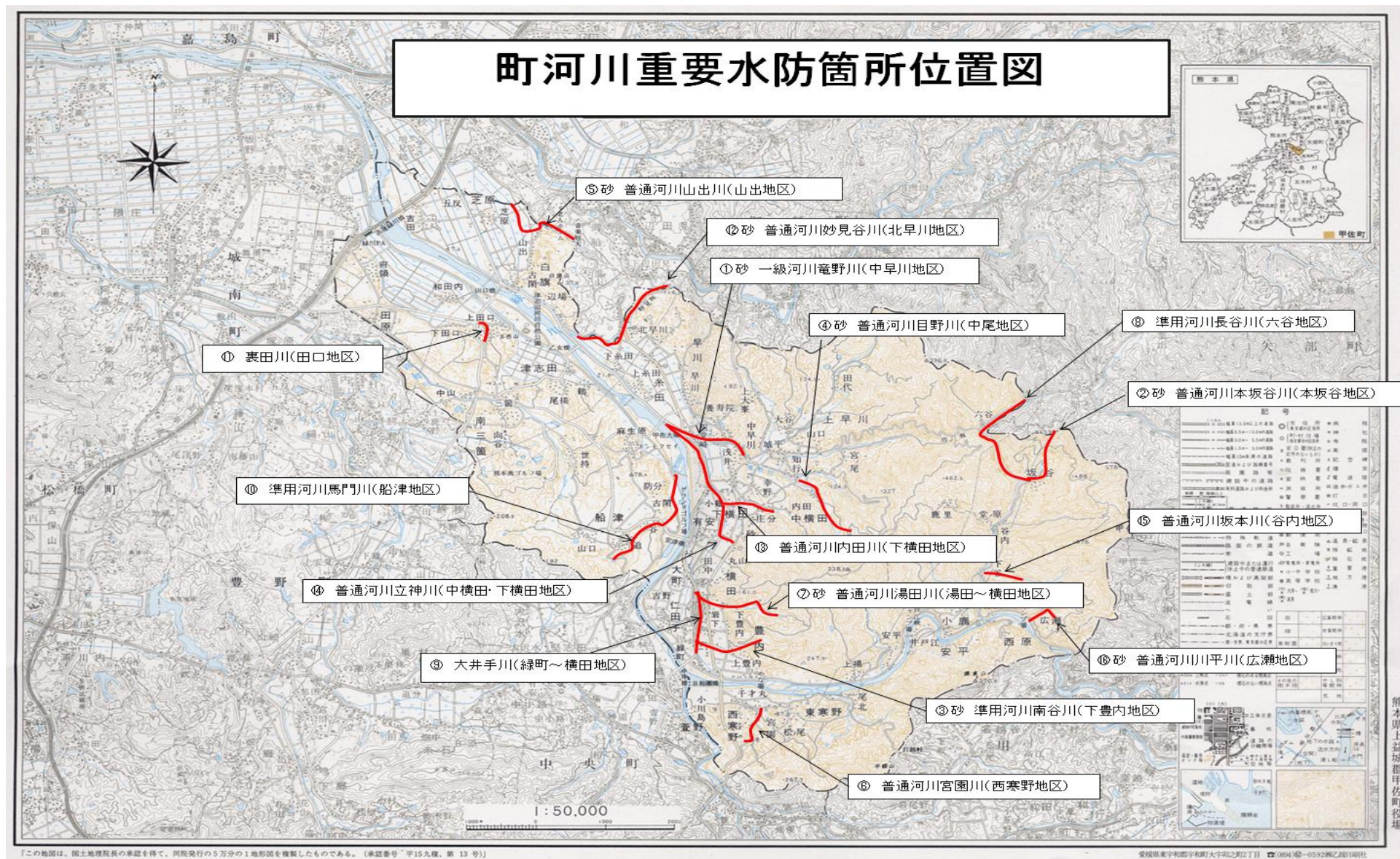
緑川水系坂谷川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



重要水防区域一覧 水害危険区域（緑川以外）

番号	河川名	位置	延長	予想される危険	特に影響を受ける区域	避難予定場所
1	竜野川	中早川	400	堤防高不足	塔ノ木	白旗小学校 白旗福祉ふれあいセンター
2	本坂谷川	本坂谷	50	法崩れ、すべり	本坂谷	宮内地区社会教育センター 宮内防災センター
3	南谷川	下豊内	400	〃	市街地	総合保健福祉センター 農業研修センター 甲佐小学校
4	目野川	中尾	400	〃	中尾	甲佐中学校 龍野小学校 龍野福祉ふれあいセンター
5	山出川	山出	550	〃	山出	白旗小学校 白旗福祉ふれあいセンター
6	宮園川	西寒野	500	堤防高不足	西寒野	総合保健福祉センター 農業研修センター 甲佐小学校
7	湯田川	湯田～横田	500	越水	下豊内・横田	総合保健福祉センター 農業研修センター 甲佐小学校
8	長谷川	六谷	100	〃	六谷	甲佐中学校 龍野小学校 龍野福祉ふれあいセンター
9	大井手川	緑町～岩下	500	〃	緑町・岩下	総合保健福祉センター 農業研修センター 甲佐小学校
10	馬門川	船津	700	〃	船津（迫・谷）	乙女小学校 乙女高齢者福祉センター
11	裏田川	田口	300	〃	上・下田口	乙女小学校 乙女高齢者福祉センター
12	妙見谷川	北早川	500	〃	北早川	白旗小学校 白旗福祉ふれあいセンター
13	内田川	下横田	1,000	〃	下横田	甲佐中学校 龍野小学校 龍野福祉ふれあいセンター
14	立神川	下横田	440	〃	中横田・下横田	
15	坂本川	谷内	250	〃	谷内	総合保健福祉センター 農業研修センター 甲佐小学校
16	川平川	広瀬	450	〃	広瀬	宮内地区社会教育センター 宮内防災センター

（令和6年5月27日現在）



土石流危険渓流一覧表

渓流番号	渓流名	所在地
I 001	山出川	甲佐町八丁山出
I 002	山大道川	甲佐町辺場
I 003	中州川	甲佐町早川
I 004	城ノ上川	甲佐町早川
I 005	養寿院川	甲佐町四堂崎
I 006	宮ノ尾川	甲佐町宮ノ尾
I 007	中尾川	甲佐町中尾
I 008	内田川	甲佐町中横田
I 009	立神川	甲佐町立神
I 010	丸山川	甲佐町丸山
I 011	岩ノ鼻川	甲佐町横田
I 012	湯田川	甲佐町下豊内
I 013	湯田川	甲佐町下豊内
I 014	上揚川	甲佐町上揚
I 015	鹿里川	甲佐町堂原 鹿里
I 016	坂谷川	甲佐町六谷
I 017	坂谷川	甲佐町六谷
I 018	本坂谷川	甲佐町本坂谷
I 019	坂谷川	甲佐町坂谷
I 020	川平川	甲佐町広瀬
II 001	六谷川	甲佐町六谷
II 002	坂本川	甲佐町谷内
II 003	尾北川	甲佐町尾北

※熊本県提供資料（令和 6 年 5 月 2 7 日現在）より抜粋

砂防指定河川一覧

溪流名	所在地①		所在地②		面積	概況		
	大字	字	大字	字		河川敷	山林 (ha)	道路
					(ha)	(ha)	公民有林	(ha)
竜野川	上早川	田代、小原			4	0.38	0.3	0.3
松の尾川及び支流四枝川	東寒野	長山	西寒野	上古閑	7.7	0.46	0.28	0.15
坂谷川及び支流本坂谷川、谷内川	上早川	六谷	坂谷	長谷、倉谷	30.2	2.8	18.5	1.8
目野川	中横田	上目野			1	0.3	0.1	0.4
宮の尾川	上早川	森之本			2.5	0.6	0.9	0.4
湯田川	豊内	横道、鬼丸			6.82	0.3	1.5	0.52
川平川	坂谷	広瀬			0.37	0.2	0.14	0.02
南谷川	豊内	陣の内、塘の内			3.5	0.27	0.6	0.28
妙見谷川	北早川	柿木平、蓮町、妙見谷			5.24	0.27	2	0.32
竜野川及び竜野川右支川	上早川	市之坂、上田代			2.62	0.7	1.03	0.04
竜野川	上早川	下大谷、船野、小原、山之神、上大谷			8.56	0.7	0.05	0.01
宮園川	西寒野	宮園、四枝			1.69	0.19	0.05	0.05
本坂谷川左支川	坂谷	戸の上			0.37	0.06	0.3	0.01
本坂谷川右支川	坂谷	戸の上			0.19	0	0.19	0
松の尾川	東寒野	堤	西寒野	上古閑	0.21	0	0	0.01
本坂谷川	坂谷	戸の上			1.83	0.28	0.78	0.13
中尾川	中横田	中尾			3.46	0.12	2.22	1.1
川平川	坂谷	広瀬、竹ノ迫			2.25	0.14	2.09	0.02
坂谷川	上早川	六谷			5.24	0.35	4.31	0.29

※熊本県提供資料（令和6年5月27日現在）より抜粋

甲 佐 町 水 防 協 議 会 構 成 団 体

区 分	職 名	所 在 地	電 話 番 号
水 防 管 理 団 体	国土交通省熊本河川国道事務所 緑川上流出張所長	御船町大字御船 929	0 9 6 - 2 8 2 - 7 3 3 7
	国土交通省緑川ダム管理所長	美里町畝野 3456	0 9 6 4 - 4 8 - 0 2 1 6
	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局長	御船町大字辺田見 396-1	0 9 6 - 2 8 2 - 2 1 1 1
	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局土木部長	山都町下馬尾 265	0 9 6 7 - 7 2 - 1 1 0 1
	甲佐町土地改良区理事長 (町内土地改良区代表)	甲佐町大字岩下 157-19	0 9 6 - 2 3 4 - 1 9 1 4
水 防 実 施 団 体	甲佐町消防団長	甲佐町大字横田 211	0 9 0 - 8 7 6 8 - 7 5 6 2
	御船警察署長	御船町大字辺田見 169	0 9 6 - 2 8 2 - 1 1 1 0
	上益城消防署長	御船町大字辺田見 406-1	0 9 6 - 2 8 2 - 1 9 5 5
水 防 協 力 団 体	甲佐町商工会副会長	甲佐町大字豊内 719-2	0 9 6 - 2 3 4 - 0 2 7 2
	上益城農業協同組合理事	甲佐町大字白旗 543-1	0 9 6 - 2 3 4 - 1 1 5 5
	甲佐町議会議員代表	甲佐町大字豊内 719-4	0 9 6 - 2 3 4 - 1 1 1 1
	甲佐町区長代表	甲佐町大字大町 18	0 9 6 - 2 3 4 - 2 9 2 5
	緑川漁業協同組合	甲佐町大字田口 2073	0 9 6 - 2 3 4 - 3 8 8 9
役 場 関 係 者	甲佐町くらし安全推進室長	甲佐町大字豊内 719-4	0 9 6 - 2 3 4 - 1 1 1 1
	甲佐町総務課長		
	甲佐町建設課長		
	甲佐町農政課長		

甲佐町緑川占用物件一覧

行政区	施設名称	施設管理課
井戸江区	井戸江峡交流拠点施設 (テントサイト部分)	甲佐町 地域振興課
緑町区	中甲橋運動公園	
	緑のプロムナード	
仁田子区	仁田子グラウンドゴルフ場	
津志田区	津志田河川自然公園	
	津志田桜つつみ	
糸田区	糸田運動公園	
辺場区	白旗地区環境整備広場	
吉田区	ゲートボール場	
吉田区	グラウンドゴルフ場	
有安区・船津区	安津橋健康広場	
麻生原区	麻生原運動公園	甲佐町 社会教育課
有安区・船津区	熊本甲佐総合運動公園	

(令和6年5月27日時点)

資料 2 0 水防法及び災害対策基本法（抜粋）

○水防法（抜粋）

（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダ

ム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・令三法三一・一部改正）

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（昭三三法八・全改）

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区

域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。
(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正)

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正)

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・平二三法一二四・一部改正)

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下)

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(令五法三七・追加)

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三繰下・一部改正、令五法三七・一部改正)

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(平一七法三七・追加、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平二七法二二・追加)

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(平二五法三五・追加、平二五法五四・一部改正、平二七法二二・旧第十三条の二繰下・一部改正、令三法三〇・一部改正)

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除で

きなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
 - 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正）

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
- （平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正）
- （要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
 - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設

設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(平二九法三一・追加)

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平二九法三一・追加)

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(平二九法三一・追加)

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(平二九法三一・追加)

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四繰下、平一七法三七・旧第十条の六繰下、平二三法一二四・一部改正)

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三法一〇五・一部改正、平二三法一二四・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

○災害対策基本法（抜粋）

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をす
るよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に
係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の
状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を
受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとま
がないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条
に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなけ
ればならない。